

令和4年12月甲良町議会定例会会議録

令和4年12月5日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第62号 甲良町税条例等の一部を改正する条例
- 第4 議案第63号 こうら農産物加工所の設置に関する条例を廃止する条例
- 第5 議案第64号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第65号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第66号 甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第67号 甲良町デイサービスセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第68号 町道路線の廃止につき、議決を求めることについて
- 第10 議案第69号 町道路線の認定につき、議決を求めることについて
- 第11 議案第70号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第12 議案第71号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第13 議案第72号 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ及びはつらつルーム」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第14 議案第73号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第15 議案第74号 甲良町過疎地域持続的発展計画の策定につき、議決を求めることについて
- 第16 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第76号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 同意第4号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第19 請願第3号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書
- 第20 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	宮寄光一		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	中川雅博
会計管理者	福原猛	学校教育課長	寺田喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課長	望月仁
企画監理課長	熊谷裕二	総務課参事	村田茂典
住民人権課長	宮川哲郎	総務課長補佐	岩瀬龍平
保健福祉課長	山崎志保美	建設水道課長補佐	寺居友彦
産業課長	西村克英	建設水道課長補佐	丸山幸志
呉竹センター館長	上田真司		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前 9時00分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年12月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に7番 丸山議員、9番 建部議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月14日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和4年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

11月9日に、安全・安心の道づくりを求める全国大会が東京の砂防会館で開催され、滋賀県道路・都市計画協会活動として滋賀県内全市町長が出席し、国会議員への要望活動を行いました。

11月11日は、滋賀県人会近畿大会が大阪駅前のホテルで開催され、町長が出席いたしました。当日は、企業として環境に配慮した社業の発展のめざし方と地域社会への貢献などをテーマに、お菓子のたねやグループの山本昌仁社長の講演がありました。

11月15日は、甲良町が本年4月1日に、過疎新法に基づき過疎地域に指定され、一般財団法人全国過疎地域連盟主催の総会が東京の日本教育会館で開催され、町長と議長が出席しました。総会終了後、県内選出の全ての国会議員に財政支援等の要望活動を行いました。

11月17日と18日の2日間、東京で開催された全国町村長大会に町長が出席いたしました。日程の中で、県内6町長研修と県選出国会議員との意見交

換会も開催され、本町は過疎対策の諸事業と財政支援について要望を行いました。

それでは、本日提案させていただきました案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第62号は、甲良町税条例の一部を改正する条例で、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第63号は、甲良町給食センターであった施設を利用して、道の駅直売所向け加工調理施設として貸与していた利用期間が終了したことにより、こうら農産物加工所の設置に関する条例を廃止するものであります。

議案第64号は、甲良町都市公園条例の一部を改正する条例で、芝広場等の施設利用の明文化を図ることと、将来の指定管理者導入を見据えて、指定管理者制度に関する規定を設けるものであります。

議案第65号は、甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例で、議案第63号、議案第64号の条例改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第66号は、甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、改良住宅の譲渡に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第67号は、甲良町デイサービスセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、事業を終了したことに伴い所要の改正を行うものであります。

議案第68号は、呉竹東川原地先の町道路線を廃止し、普通財産化するため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第69号は、呉竹東川原住宅団地内の道路を新たに町道認定することにつき、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第70号は、住宅新築資金等返還請求につき、権利の放棄及び和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により議決を求めるものであります。

議案第71号から議案第73号は、デイサービスセンター等の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第74号は、甲良町過疎地域持続的発展計画の策定につき議決を求めることについてで、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、甲良町過疎地域持続発展計画を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

議案第75号は、令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）で、4,199万4,000円を追加し、補正後の予算総額を42億338万2,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、国庫支出金のうち、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金221万7,000円、障害児施設措置費国庫負担金115万円、学校保健特別対策事業補助金135万円、県支出金のうち、新たな子育て家庭支援基盤整備事業補助金259万7,000円を増額し、歳出では、社会福祉費のうち、光熱費774万2,000円、施設修繕料755万円、障害児施設給付負担金230万円、日常生活用具給付費150万円、障害者自立支援補装具給付費100万円、児童福祉費のうち、補助金返還金232万2,000円、光熱水費170万1,000円、燃料費114万2,000円、農業費のうち、ため池施設修繕工事費440万円、道路橋梁費のうち、除雪委託1,441万5,000円。教育総務費のうち、設計監理委託297万7,000円、交際費のうち、繰上償還元金1,800万円などを追加をいたし、徴収費のうち、システム改修委託512万7,000円、社会福祉費のうち、更生医療給付費320万円、老人保護措置費298万4,000円、障害者訪問入浴事業委託126万円、児童福祉費のうち、コピー・印刷機リース料209万円、教育総務費のうち、施設修繕工事672万8,000円などを減額するものであります。

議案第76号は、令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）で、74万4,000円を追加をいたし、総額を158万4,000円とするものであります。主な内容といたしましては、歳入では、永代使用料69万円、墓地管理料5万4,000円。支出では、墓地公園管理委託5万4,000円、一般会計借入金返還69万円を増額するものであります。

同意第4号は、甲良町公平委員のうち、1名が任期満了により、今回、新たな委員の選任について同意を求めるものであります。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○宮崎議長 次に、日程第3 議案第62号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第62号 甲良町税条例等の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 それでは、議案第62号についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、令和4年法律第1号と関係法令の改正に伴い、甲良町税条例等の一部を改正します。

今回の改正の主な概要について、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第18条の4、納税証明書の交付手数料、その交付について法改正により登記に記載されているものが、住所が明らかにされることにより、人の命や身体に危害を及ぼす恐れがある場合、当該証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付することとする規定の整備です。

新旧対照表の6ページをお願いいたします。6ページの下の方です。

第73条の2、固定資産税課税台帳の閲覧の手数料。

7ページの上段、第73条の3、固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料、こちらについても同様の改正です。

1ページにお戻りください。

1ページ、第33条、所得割の課税標準、こちらについては、この4項では株式の配当所得、次のページ、6項では株式の譲渡所得について、確定申告書の記載によって総合課税または分離課税の適用を行うこととする規定でございます。

同じく2ページの次条、第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について。

次に、7ページをお願いします。

7ページの下段、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について。

続いて、9ページの上段の附則第20条の2、次条第20条の3におきましても、確定申告書への記載、そちらで選択した申告方式を適用する規定です。個人住民税と所得税との課税適用の統一化を図るものです。

次に、3ページの方にお戻りください。

第36条の2、町民税の申告です。町内に住所を有する方の申告について、この改正は公的年金受給者の住民税申告の義務の対象の整備でございます。

次のページ、4ページをお願いします。

下段、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養申告書では、給与所得者の扶養親族申告書の住民税に関する記載に、対象配偶者の氏名を記載する改正です。

次のページ次条、第36条の3の3、こちらは個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書についても、一定の配偶者及び扶養親族の氏名等の記載をする改正です。

次に、7ページをお願いします。

7 ページの中ほど、附則第 7 条の 3 の 2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除では、その対象となる期間が延長されます。

11 ページをお願いします。

新旧対照表、11 ページ、附則第 25 条、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例です。適用期間の終了と、さきの附則第 7 条の 3 の 2 の期間の延長により削除となります。

次のページをお願いします。

次は、甲良町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。令和 3 年の改正規定中、施行期日前の条項を改正しています。

次に、改め文をお願いします。4 ページです。

附則です。この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行します。

附則第 1 条第 1 号の規定は令和 6 年 1 月 1 日から、第 2 号の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 条では、納税証明書に関する経過措置を、第 3 条では、町民税に関する経過措置を、第 4 条では、固定資産税に関する経過措置を定めています。

以上、よろしくをお願いします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 62 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 62 号は可決されました。

次に、日程第 4 議案第 63 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 63 号 こうら農産物加工所の設置に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 月 25 日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○西村産業課長 こうら農産物加工所の設置に関する条例を廃止する条例でございます。こうら農産物加工所の設置に関する条例は廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

旧給食センター内に2カ所の加工室を整備しておりましたが、利用者がもう既に自立されているということから閉鎖をするという、それに基づきまして、条例を廃止するものです。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でもお尋ねしましたけども、その後の使い道、跡地利用。一定の広さの施設ですし、それから、駐車場を含めて敷地があります。その点でも、利活用ができるのかなという点がございまして。そういう点では、検討を始める、ないしはこういうことで構想を持っているとか、構想の程度でもあるのかどうか、その辺の検討が始まっているのか。それとも、そういう構想は持っておられるのかについてお尋ねします。

○宮崎議長 産業課長。

○西村産業課長 今、廃止します加工所につきましては、公共施設からいったん普通財産に移りますので、これはまた所管は総務課になりますので、また、別途、協議をさせていただきたいと。

施設全体の話につきましては、既にもう普通財産となっておりまして、現状は、物置として建物の中は使っております。ここの役場の横、西側に倉庫があったんですが、そこを潰して中身を移動させているという状況で、現在のところまだ、その活用というのは協議されておりましたが、今後、協議されるものと考えております。

以上です。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、今の答弁に基づきまして、総務課の方で、ないしは町長の方で、そういう構想、それから、物置のまま利活用をしていくという方向での固まりがあるのか。それとも、それ以外の点でも検討をする。先ほど言いましたように、構想も含めてどうなのか、というのをご見解よろしく願います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、施設廃止をしたばかりといたしますか、議決をいただかなければ

ばなりません、その普通財産がありますので、まだ未検討の状態であり
ますので、これから利活用については検討していきたいと思っております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第5 議案第64号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第64号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 そうしましたら、1枚おめくりいただきまして、1
ページでございます。

甲良町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。主な改正点
ですが、4ページです。指定管理の業務を将来的に行えるということで、17条の
3、17条の4、17条の5、17条の6ということで、いずれも指定管理の
制度につきまして、今後、行えるような形で条例改正を進めさせていただき
たく記載させていただきました。

あわせまして、隣の5ページ、別表になりますが、現在、芝広場、あと多
目的広場につきまして、もう少し細かく施設の名称を細分化するという
ことで、ナイター照明付き少年野球場、多目的練習場、ゲートボール場、
多目的広場ということに改めさせていただきたいと思っております。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するという
ことで、よろ

しくお願いいたします。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点、お尋ねします。全協でも議論になりましたが、17条の2、先ほど言われました、指定管理の準備をしていくという条文が追加になります。その点で、実証期間もないまま実施されるという、準備だけなんですけども、そのことが必要ではない、まだ十分ではないのかと思います。その点で、業務委託で今までずっと経過をしています。その点で、管理の問題でも今後、料金を徴収するとなりますと、形態も変わってきます。けども、その対応は必要だと思いますけども、指定管理の導入を視野に置くということは、今の段階で必要ではないのかと思います。それが1つです。

それから、もう一つは、有料エリアの管理、常駐ではないわけですよ。多賀町の例や他の施設も同様で、囲いをして出入口に鍵をかけると。その鍵の管理を、いわゆる教育委員会か、それとも担当課が管理をする、ないしは必要なときに開けに行くという、そういう対応で十分ではないのかと思いますが、この見解をよろしくお願いします。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 今ほど2点いただきました。1つは、指定管理につきましては検討というか、これから運営する上で必要なことだと思っております。ただ、今おっしゃったように試験的なものがないという中では、どういったことを整備するかというのは、一定、今現在シルバー人材センターなどに委託しておりますので、そういった中で模擬的に管理を置いていただくとかということは検討したいと思っております。ただ、指定管理を進める上では、もっと今の立派な施設を活用するためには、甲良町が管理をするだけではなく、指定管理をすることで、沢山の方に利用していただけるようなことで、発展的な意味を込めてしたいと思っております。

もう1点、管理につきましては、今現在、グラウンドゴルフ場も含めまして、整備が一部できていないところがありますので、そういった整備を進めた上で、最終的に指定管理を募集していきたいということで、今この制度につきましては、できるということで上げさせていただきましたが、あくまでも施設の整備を先に終わらせていただいて、その期間と合わせて試験的なことをまた検討しながら進めたいと思っておりますので、まずは施設整備を進めた上で、指定管理の流れに持っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 であれば、なおさら17条というのは、そういう施設の整備ができ

て、そして、この新しい有料エリアが決まるわけですよ。その実証がされた上で、十分間に合うのではないかと私は思います。その方が、実証上、どういう管理、やっぱり業務委託だけでは足りんと、指定管理になる。こういうことが必要かと思えますけども、その点、やはり今言われた、利用者を多くする、これは管理の仕組み自体とあんまり関係ないと思えますね。町がきちんとやればいいと思うんですけども、そこは、もう一度見直しが必要ではないかと思えますが。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 大筋は、建設課長補佐が申し上げたとおりであります。条例上、次なる展開の準備をお願いしたいということでもあります。以前から、懸案になっているのは、現地に管理者を置いていないということで、使用料をもらって使う施設、それから、一般の人に開放して自由に使っていただく施設、それから、年間管理といたしましては、シルバー人材センターに除草委託をしております。行政としては、必要な所要経費を担当課で持っておりますし、それからプラスアルファになるかもしれませんが、健全な管理という意味では、何らかの形で現地で適正に管理を行う、グラウンド整備もそうありますが、そういう施設全体を健全な形に持っていくということが必要だと思いますので、それを視野に入れて、今、担当課で条件整備をしておりますので、町長としても、指定管理を視野にとということも指示をしておりますので、そういう第1段階の条例整備だにご理解いただきたいと思えます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 例えば、今聞いている中での指定管理をするにつけて、町としても幾らぐらいかかるのか、そんな想定をしておられるんですか。というのは、近隣でもそういう町の施設を指定管理されているところあるのかとか、それを幾らぐらいではるのか、情報が入っているのかどうか、ちょっとその辺、聞かせていただきたい。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 現時点で指定管理を進めるというものの、将来的な指定管理と思っていましたので、今現時点、幾らぐらいの指定管理料というのはまだ想定はしておりません。しかしながら、一定の金額としましては、今現在、シルバー人材センターなどに委託している維持管理費、そういったものと、あと徴収していただける徴収料金と差引きをしながら、委託費としては、一定、町の方が支払う形にはなるかなと思っております。

ただ、申し訳ありませんが、今現時点でちょっと他市町の大きな施設の指定管理がどれぐらいという金額までは、ちょっと知り得ておりませんので、これ

から調べさせていただいて、将来的な指定管理に向けて、その準備を進めていきたいと思っております。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 言うて悪いけど、これを出すにつけて、やっぱり近隣のある程度のことを確かめて、これで私らに出して納得をせえというのは、ちょっと、今日は納得しにくいところなんです、正直言ってね。だから、そういうこともあり、やっぱり指定管理するについては、今後の、まだ先のことなんやけど、やっぱりきっちりと金額的なことも決めんと。今いう墓地公園があることもありますので、墓地公園に行くのに有料になるとおかしな話ですので、墓地公園に行くいうて、上まで上がっていきますよね。一番上に上がっていく、帰りに降りてきて子どもと遊んでいるとか、そんなこと十分できますやんか。だから、どこまでが有料で、どこまでがというのは難しいところですやんか、正直言って。今、西澤議員が言われるように、やっぱり彦根市なんかやったら、グラウンド、野球場なんかに関しても、必ずもう扉があって、鍵がかかっています。ただ、そういうようなところに、やっぱり指定管理で言うまでもなく、やっぱり施設に職員1人、もうこれはもう悪いけど、退職される方とか、1人やっぱり常駐でついてもらう、そういうようなことで最初はいいいんじゃないかなという思いなんですよ。それで、統計を取ってみた方がいいんじゃないかなという、私の思いです。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私、指定管理の17条に関する部分は必要がないと。町の考え方から見ても、施設整備をしていくと、そこから、指定管理の視野を持っていくという、そういう条件整備の条例を今回、提案されたわけですけども、それは準備不足だと思いますね。その点でも、実証がされる期間が必要だと私は思います。その点でも、今回、十分、施設整備ができた上でやり直しをする、私はこの17条を削って、その以外の部分はそのとおりだと。料金の点でいろいろ不十分なところがありますけども、まずは、そこでスタートする。けども、指定管理まで必要なのかと。指定管理された、例えば指定管理の料金、それからペイできる金額とのバランスが合わんですよね。その利用者からもらうということで、人件費を稼ぐ、その点でも大変です。そういうバランスから見ても、なかなか難しい。その難しい状態を検証期間、つまり、せめて1年とか2年とか、施設整備をその間やるわけですから、先にやっていくわけですよ。そう

いう点から見たら、その後でも十分間に合うように思いますので、これは、17条を削るということを提案したいですし、その要請をしたいですし、64条については、反対せざるを得ないと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 今ほど各議員が申されましたように、例えば、向こう2年後にそういうようなことを考えているというのであれば分かるんですけども、将来というのは未知の話なので、それはもう当然、これは省くべきものという形だと思います。よって、やっぱりこれは反対せざるを得ないと、その部分については反対せざるを得ないと思っております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 私も全協のときに、ちょっとキュービクルの関係のことをお尋ねしましたが、私の経験上の話をしたもので、キュービクルに関して、ナイター照明ですね。ナイター照明が一番、金額がかかる、イコール、ナイター照明のためにキュービクルを置いとかなあかんというような状況だと思いますので、そっちの方のキュービクルをやめる、続けるということから、いわゆる考えを新たにしてもらわなあかんのじゃないかという意味も込めまして、次の議案にも関係するんですけど、反対とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私もちょうと反対討論をさせていただきます。以前、一般質問させていただいたときに、こちらの方の条例の、特に徴収の部分については、無料という点で、やっぱり整備の方もかなりお金が要りますし、今後のことも考えて、取りあえずこの条例は必要かなと思うんですけども、やはりほかの皆さんがおっしゃっているように、特に17条の方の指定管理については、まだまだちょっと検討の余地があるかなと。逆に今、先にそういった条例をつくっておいて、後で外すということも一瞬は考えたんですけども、やはりきちんと整ってから、料金面も含めて、まだちょっと改善の余地があると思いますので、もう一回、改正なり何なりして、様子を見た方がいいかなということで、ちょっと今回は反対をさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私もこの件に関して今ほど言いましたとおり、ちょっと今回は賛成はできないという思いで反対討論させていただきたいと思っております。電気代もろもろ、木村議員も言われましたけど、ナイター設備以外だったら私たちの町に

ソーラーパネル的なエネルギー、新エネルギーのああいう山の高いところだった日がよく当たるし、そういう設置なんかの方で、全然やる気がないとか、そんなにやっていないし、そういうのをやっぱりやっていくべきだと思ふし、その施設の決まりというのを先にやってから、指定管理はまだまだ先だと思ふますので、私も今、この件に関しては今は賛成できませんので、反対とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 私も反対とさせていただきます。前にも一般質問をしていますと、経費が250万円から300万円かかって、使用料が10万円ほどということで、すごい赤字が出ているということ、一般質問のときにお答えいただきましたが、その整備の方がきちっとできていないのに、指定管理の方を先に開始するのはどうかなと思ふますので、今日に関しては反対させていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第64号は否決されました。

次に、日程第6 議案第65号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第65号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 そうしましたら、甲良町使用料条例の一部を改正する条例ということでございます。

改め文でございますが、先ほどの都市公園条例の中の別表のところ、施設

の細分化をしたということで、名称を変えさせていただきました。名称を変えさせていただいた内容に伴いまして、料金については、ナイター照明付き少年野球場については、料金改定は行っておりません。多目的広場の全面、半面につきましても、そのままでございます。今回、多目的練習場とゲートボール場につきまして、明細の方分けさせていただいたことによります改正となっております。また、先ほどのこうら農産物加工所の利用についても記載を上げておりましたので、そこについては削除させていただいております。

この条例につきましては、公布の日から施行するというところでございます。よろしく願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどから問題になっている料金の徴収区域と無料の区域の分けなどの施設整備、これは予算化もされていないと思うんです。既にされていたら、これは別ですけども、その施設整備の準備、まず設計、それから、面的なもの、それから予算、こういうやつは、議会にいつ出される予定ですか。これは、町長の見解があるかなと思いますけども、ご説明お願いします。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 整備につきましては、令和5年度に予算計上する予定をしております。いったん、芝広場の部分につきまして、特にグラウンドゴルフ場で今利用しているところについて、先ほどもおっしゃっていただいたように、フェンスなどの囲い、有料か無料かの部分は必要となつてまいりますので、そういったところについては、先に整備を来年度、計上させていただきたいと思っておりますので、また、その際にはご審議よろしく願いいたします。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、施設整備もできていない。そして、ここからこのエリアは有料だということは分からないまま、料金体系だけ決める。せめて、着手がされて、そういう全体像が見える、つまり、有料と無料がちゃんと分けられて、管理もされる。そういう見通しの中で、この料金もこういうように決めますよというのが提出されていないので、その点では未整備だと私は思いますので、この点いつ、町長は来年度といった答弁でしたけども、着手自体も、つまり設計から始まって予算化もありますよね。そして、区割りをどういうようにしていくのかという、面の図面の提示もでございます。それはいつされる予定ですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 まだ、今のところは未定であります。担当課は次年度、予算要求をしておりますので、まずは、両区分の料金体系にかなうように施設整備をし

て、そして料金設定というふうになると思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 最後に。町長は、その施設整備の全体像が見えた段階で、この料金体系の改正をしても十分間に合うというように思われますか。そうではなくて、先に準備をするということなんでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 公園の管理規定とともに、今、否決をされましたが、議案第64号において指定管理の件が集中的に議論されましたが、指定管理をすることができるといふ、それに向けての条例整備でありました。伴って、今、事務所でしか管理をしておりませんので、それが今現在、整理ができる範囲内で準備をするということをして今回の条例改正としておりますので、施設整備はこれからということになりますので。後先と言われれば、そうかもしれませんが、それを想定した条例改正ということをして今回はお願いしているわけです。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 ちょっと使用料の関係で、やはりグループでいかはるんですけど、やっぱりグループという単価の決め方になっているのか、個々の決め方になっているのか、そういうところがちょっと明確に分からないし、要は、グループであれば何人までという枠もあってもええんかなと思います。そういった意味が、この中の条例で、単なるグループで、時間で見張って、大勢の方が来て、また少ない人も来てというところで不公平も起こるし、もう少しちょっともう真剣に、今の言う多目的練習場とゲートボール場という形の見直しをしっかりとしはった方がええんと違うかなと思いますので、そこら辺はどうなんですかね。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 今回の使用料条例に伴います料金体系については、人数とかということではなくて、あくまで1時間当たりの使用料として算出させていただいております。こちらについては、ちょっとほかの市町の使用料の関係、ホームページとかに載っているのを確認しましても、一応、時間当たり、もしくは時間で限られた中での使用料という形で、あくまで使用される人数についての上限というのは設けられていないように見受けられますので、一定、料金体系としては、時間単価での徴収という形になるのかなとは思っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 やっぱり人数で、やっぱり水道とかトイレとか、いろんな形で使うので、ほかの体系じゃなくて、我が町の体系でやっぱりやればええと思うんですけども。そういうところもやっぱりきっちり調べて、新たに設定を起し

てもらいたいと思っております。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 すいません。今おっしゃっていただいたご意見につきましては、ちょっとほかのところを調べながら、甲良町独自ということもおっしゃっていただきましたので、そこについては、別でまた検討させていただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 今、多目的練習場、あるいはゲートボール場の使用金額が新たに決められようとしているんですけど、これ今まで、要は無料やったんです。かなり長い期間やったと思うんですけど、今回、料金を決められたのは、議員の方からもいろんな意見があったもんやから、この際ということで決められたのか。先ほどちょっと答弁があったと思うんですけど、他の市町を調べられての金額かなと思うんですけど、何で今やったということをお聞きしたいんです。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 すいません、今ほどおっしゃっていただいたゲートボール場とかということにつきまして、今までは芝広場という大きなくくりだけで、先ほども申しあげました少年野球場についても明文化されておりましたので、そこについては、先ほどの都市公園条例の中で明文化をさせていただいていたということでございます。その中で、やはり施設が増えるということは施設ごとにやはり徴収するということが一定考えられますので、そういった中で、多目的練習場であったり、ゲートボール場につきましては、同じ甲良町の呉竹の児童公園の方で利用しています利用料金などを参考に算定をさせていただいておりますので、利用料の徴収については、施設がもともとあったわけですが、今までは大きい一くくりということで、細かい施設の名称がなかったことで、もらえていなかったというような形もありますので、一定ここで整理させていただけたらなということで上げさせていただきました。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 今、課長補佐が言われたように、多分、今年、少年野球の甲良町の人の名前、Aさんにしておきましょうか、その名前で予約とか、グラウンド使用のあれがあったと思うんですけど、結局、使われているのはよその人であったということが分かりましたよね。多分そういうことから、こういうのはぼちぼちしていかなあかなという動きになったんじゃないかなとは思っているんですが、今これを見ていると、料金のことでもそうなんですが、私は全協で

も言うたと思うんですけど、やっぱり近隣であれば、多賀のB&G、この間も言った彦根中学校のナイター、愛荘町、旧の秦荘の宇曾川沿いにあるナイター設備のある野球場。やっぱり最低限度、この近隣の使っている金額を私は調べておいてほしいということをお願いしても言うてたと思うんですけど、私が聞いている範囲では、もう全然これを見ていると安過ぎる金額。何も値段を上げればいいというんじゃないんですけど、やっぱり地元の育成、子ども、青少年は分かるんですけど、今、地元少年野球としては西学区も東学区もないという状態がありますし、そういった中でやっぱり他市の人に来てくれるのはありがたいですよ。ありがたいんですが、やっぱりこういった中で、やっぱり安いから甲良町のグラウンドを使いたい。高けりゃ、よそに行く、そんな感覚で来られていたら困りますよね。

というのは、私、何べんも言いますが、前からグラウンドの山砂なんか、やっぱり多少なり減っていきますよね。当時は、教育委員会が管理していたのかな、教育委員会の方から1年に1回ぐらいか、砂を入れていたと思うんです。そういう減る分を見越してね。だから、そういうようなこともあるし、やっぱりこの間から見ていると、料金が非常に安い。この設定ではもう全然あかんで、近隣の、この間言うてた、分かるところだけ何カ所か金額、調べてくれましたか。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 今回の条例改正については、名称に伴うもので、料金の改定はさせていただいていないんですが、今おっしゃっていただいたように、近隣の方を調べさせていただきまして、本来であれば、紙でお渡しさせていただかないといけないところで申し訳ありませんが、隣の多賀町でございますと、昼間1時間当たり1,000円。あと、ナイターを使われた場合、1時間でいきますと、甲良町の場合2,500円となっておりますが、3,500円と、若干1,000円なり、500円ずつは高いということでございます。豊郷町におきましても同様でございます。町内であればナイター照明を使わせてもらうと3,400円、町外の方で4,800円ということで、甲良町よりは若干高いという状況でございます。ここにつきましては、今回、条例改正の内容には含めておりませんが、言わせていただいたように検討するということが必要になってまいりますので、これについては、またいろんな資料を調べながら、近隣の金額も参考にしながら定めていきたいと思っておりますし、内部での検討も必要となってまいります。その際にまた、議員の皆様にはご協議いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 この使用に対する利用規則があるのかどうかというのを聞きたいのと、それと、この金額になって収入の方が幾らになるかというのをどういうふうにシミュレーションしているのかということをお聞きします。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 使用料に伴う関係につきましては条例のみでして、規則はなかったように思います。シミュレーションとおっしゃっていただいたのは、今のグラウンドの利用の関係のシミュレーションということによかったでしょうか。

○山田裕康議員 うん。1年間、去年でもおとしでも。

○寺居建設水道課長補佐 今年においては、あくまで町内で利用されているなどで免除をさせていただいている方が多くて、現時点で65件の申請があったりしながらも、大半は町内の施設の団体なりで免除させていただいている中で、利用料金としては約2万円程度の徴収しか行っておりませんので、その金額の設定も含めまして、利用料金、あと免除、あくまで子どもたちの育成の関係で、全てが全て料金を取るというのもどうかという検討も出てくるかと思しますので、そういったことのシミュレーションはちょっと現時点で行えておりませんので、ここについても検討させていただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 総じて雑やと思いますね。使用規定がないとなると、例えば免除規定、どういう場合の免除がされるのか、減額、減免の制度はどういう場合に適用されるのかというのが、規定でないということなんでしょうか、その点、その1点でも駄目だと思いますし、それから、施設整備との関係で言うたら、やはり整合性がないと思いますね。ですから、阪東議員が言われた、人数との関係でも規則ないしは条例にはならないですけども、規則か要綱でちゃんと文書的に議会に議案を提出する上では準備をちゃんとしておくと。つまり、住民の代表の議員を納得させるわけですから、そういう準備をしていくという点でも、粗雑だと私は思いますね。ですから、もう一遍やり直しをしてほしいというのが中心的ですし、それから中身、料金についても、整合性やその点、必要だと思います。その整合性の基準は、施設はどういう目的で町が設置するのか、つまり、健康増進で子どもの育成をするのか、一般の方が利用する場合やと、きちんとした料金取るけども、こういう場合は免除ですよと、減免、減額ですよと、そういう規定がちゃんと示されて、その目的に沿うということをや

してほしいと思いますので、反対討論です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 先ほどの64号のときも言いましたけど、今回のこの使用料のことに関しては、これぐらいの金額で仕方ないのかなとは思いますが、ただ、先ほども申しましたけど、私はキュービクルの方を置いてある、置いていないで、全然金額が違うんです、僕の経験上。だから、この間、全協で説明があったときにはナイターは10回前後やったように聞いたんですけど、1年間で。だから、キュービクルはほとんどがナイター照明の関係やと思うので、沢山の電気設備があると他いうふうに言われましたけど、もう1回そこら辺を調べて、それから改めて、先ほど西澤議員も申されましたけど、改めてこの議案を出していただきたいという意味で反対です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も、この議案に関しても反対討論をさせていただきたいと思います。もう1つ、正直言って目的が見えない。それと、何も甲良の町だけがこんなに安くしなくてもいいんじゃないかなと。先ほども言いましたが、近隣で言われる多賀町、豊郷町、旧の秦荘にあるナイター設備なんかの値段から見ても、場所的にしたら、やっぱり天気の日なんか、ほんまに芝生の長い滑り台があるところかな、家族連れで来て、弁当を持ってきて、弁当をそこで食べたりとかして、ほんまに見ていると風景的にいいところなんですよね。そういった意味もあるし、何も遠慮なく、ごく一般の金額をやっぱり出すべきだと思うので、もう1つ、目的が見えない、今回に関しては。だから、思いつきでやるという言い方は悪いですが、そんな感じで急いで何かやらなあかんみたいな議案書になっていますので、今回、この議案に関しては反対させていただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 先ほど阪東議員等、皆さんから話がありましたけども、全体にやっぱり安いなという。ほかの地域から伺っても、この辺の金額の設定、その辺も含めて、やっぱり私はもう一度見直しが必要かなという気はしております。今回は、先ほどから話がありますように、その金額の見直しではなしに、この項目を増やすというところがメインという話だったんですけども、出すに至っては、やっぱりその辺のところをしっかりと、最新の数字に合わせるということも含めて訂正していただきたいかったというところで、私、この議案に関しては反対といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 私も反対せざるを得ないかなと思っております。公共設備というのは、儲けるところじゃないので、費用対効果を考えなくてもいいと思うんですけれども、それにしても、その徴収の方法がやっぱり雑やと思うので、当然、電気もこれから上がってきますし、そういうものも今回やっぱり、使用料というのは上がるとき、下がるとき、いろいろあるので、今の状況はやっぱり見て、もう少し真剣にちょっと考えて、使用料を検討していただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 起立がありません。

よって、議案第65号は否決されました。

次に、日程第7 議案第66号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第66号 甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 それでは、甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。改良住宅の譲渡によりまして、その改良住宅の使用しなくなった部分を削除するというものでございます。

新旧対照表3ページの方をご覧ください。3ページの4段目、東川原団地5号。

続きまして、6ページ、1段目をご覧ください。6ページの1段目、下大町団地32号。同ページの4段目、三水団地13号。同ページの6段目、三水団地38号。

7ページの9段目、一番下になります。下地蔵団地41号。

以上の5戸の改良住宅を譲渡することによりまして、別表の方から削除するというものでございます。

説明は以上でございます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 一つずつ進んできているわけですが、残りの一覧表を見ますと、まだまだ課題が残っていると思いますけども、その取組の状況、それから方針上の点で課題や問題点など、ご報告願いたいと思います。

○宮崎議長 丸山建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 改良住宅の譲渡に関しましては、順次、譲渡できるように協議の方をさせていただいているという状況でございます。しかしながら、近年ちょっと譲渡する数の方が鈍ってきておるとというのが現状です。ただし、今、入居していただいている改良住宅に関しても、譲渡するというのが基本的な方針として課は考えております。譲渡をしていただけるような環境を整えさせてもらって、できるだけ譲渡をしていただくということの推進をさせていただくという方向になっております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどご答弁いただきましたけども、問題点や課題、これは財産の譲渡ですので、金銭が伴います。その財政状況、それから暮らしの状況、これはだんだんと高齢になって、後になりますとなかなか難しいという点でもありますので、随分、他市と比べますと、改良住宅の譲渡はいろいろ思い切って、その本人さんが譲渡を受けやすいようにやってきているわけですから、その点さらに、課題を整理しながら進めていただきたいことを申し上げて、賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第8 議案第67号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第67号 甲良町デイサービスセンター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、甲良町デイサービスセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

こちらは、事業終了に伴います、文言を削除する一部改正となっております。

第2条、第1項の表中「甲良町デイサービスセンターせせらぎ」「甲良町大字在士357番地1」及び「甲良町デイサービスセンターえがお」を削る。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第9 議案第68号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第68号 町道路線の廃止につき、議決を求めることにつ

いて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 そうしましたら、1枚おめくりいただきまして、町道路線の廃止につき議決を求めることについてでございます。

路線につきましては、3路線でございます。呉竹東川原団地内15号線、16号線、17号線でございます。

もう1枚おめくりいただきますと、位置図の方を載せさせていただいております。こちらにつきましては、現時点で甲良町の町営住宅を解体しました後の部分になりまして、ここについて道路法の10条に基づきまして、一般の交通の用に供することが必要でなくなったということで、今回、路線の廃止をさせていただくものでございます。このことから、行政財産から普通財産にすることによりまして、今後の活用も含めまして検討できるということになっております。

また、残りの路線につきましては、次の議案の方で、また再度、認定ということで上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第10 議案第69号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第69号 町道路線の認定につき、議決を求めることにつ

いて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 続けてでございます。先ほどの廃止に基づきまして、一部、町道として残す部分がございますので、そこについて再度、認定をお願いしたいものでございます。

路線名につきましては、呉竹東川原団地内16号線と17号線でございます。位置図につきましては、もう1枚おめくりいただきまして、黒丸から矢印が向いている2路線でございます。こちらにつきましては、いったん道路廃止をしたものについて再度認定するものでございますが、路線延長が異なることから、再度認定していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西沢議員。

○西沢議員 図面で示されたやつで見ますと、5区画ですか。広いところが、草ぼうぼうの空き地になっています。その点で管理と、それからその後の計画について何か立案や構想があるのかをお尋ねしておきたいと思います。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 こちらの住宅につきましても、先に解体させていただいております住宅同様、大分老朽が進んでおりますので、こちらの今お住まいの方についても順次、新たなところへ住んでいただけるように、先に空き家というか、町の住宅の方の改修なりを進めた上で、住まいの方に相談しながらですけれども、移転していただけるように進めたいと思っております。将来的には、同じく更地にしたいと思っております。

○宮崎議長 西沢議員。

○西沢議員 いや、だから、今後更地にするやつと違って、既に雑草が生え茂っている広場というか、区画があります。ここはまとまった地域、広さができますので、何か構想、検討が始まっているのか。それとも、そういう構想でされているのかどうか。これは財産の管理になりますので、総務課ですか、町長側でご説明願います。

○宮崎議長 総務課参事。

○村田総務課参事 昨年の12月議会で建設水道課の方で、当時、私の方が担当させていただきましたが、1期、2期、3期という形で譲渡計画の方を出させていただいたかと思っております。そちらの方で今回、道路を廃止されたとこ

ろというのが、第1期計画としまして、今現在お住まいの部分も一部、2棟4戸ですか、まだお住まいでございますけれども、そちらのところについても交渉をしていただきまして、あわせて、その敷地面積については一括して、今回、道路廃止しましたので、1つの区画となりますので、今回の議決でその道路部分を用途廃止しましたら、1つの区画となりますので、一括した広い敷地として住宅用地として売却ができるんじゃないかなと考えていたところでは。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第11 議案第70号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第70号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 それでは、権利の放棄及び和解につき議決を求めることについてでございます。次のとおり、権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

1、放棄する権利及び和解の概要でございます。

(1)です。放棄する権利及び和解の内容。大阪高等裁判所令和4年(ネ)第1914号貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の一部に

ついでに権利を放棄し、別紙和解案のとおり、相手方と和解するものでございます。

(2)です。放棄する権利の金額です。残元金及び利息591万2,163円に、平成9年7月22日から元金の支払われた日まで、年10.95%の割合による遅延損害金を加えた総額から、別紙和解案のうち、被告らが支払い義務があると認める金額648万6,032円を差し引いた額となります。

2、和解関係人の所在地及び氏名は記載しているとおりでございます。

次のページ、おめくりください。

5、放棄及び和解の理由です。本事件については、この和解により紛争が早期に解決することを勘案し、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、和解しようとするものである。

6、授権事項でございまして。町長は、必要に応じ、次に掲げる行為をできる。

(1)趣旨を損なわない和解案の軽微な修正。(2)本件に関し、和解に代わり、民事調停法第17条の規定による、調停に代わる決定が行われた場合で、その決定が本件和解案の趣旨と相違ないとき異議を申立てないことの決定でございまして。

3ページ、和解案は記載案のとおりとなっております。

以上、説明は以上でございまして。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 説明書を資料2、全協のときに配られました。それを見ますと、請求額、元金で542万9,000円。そして、一括金が約300万円です。その点で、元金の割込みがございまして。その元金が、未回収の部分は分割というようになっていますが、元金が割り込んで一括払いというようになった事例は少ないと思いますが、質問の内容は、他の事案との関係で不公平が生じないかどうか、その点どういうふうを考えているのか、町長の見解を尋ねておきたい。担当課が言っても結構ですから、お願いします。

○宮崎議長 丸山建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 元金の割込みに関してなんですけれども、今回の事案、被控訴人らがかなり高齢となっております。和解案としまして、まず、債務金648万6,032円のうち、300万8,430円を和解の席において、一括で支払っていただけるということでございます。この一括で支払っていただける金額が大きいので、控訴人らの年齢のことなども考えますと、残りの分割で支払ってもらっている額、約7年間になります。その間に回収、一日でも早く弁済を開始していただけて、一日も早く1円でも多く回収金の方を取ることが先決ではないかということで、今回の和解案を上げさせていただいた次第

でございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 この遅延損害金の割引にしろ、それから利息や元金の割込みについては、長年、町が放置しておいたという点で、おわびのつもりが入っているというように、以前からずっと意見を言わせていただきましたが、もうそういう点で他の事例との関係でも、なかなか今後の対応が難しくなると思いますが、その点では整理が必要だと思いますが、町長、この事案でなかなかきれいにかないわけですけれども、その点どういうふうにご考えておられるか、見解を聞いておきたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今までの和解議決事例については、以前から、議員さんの方で、遅延損害金については云々ということがありまして、一応、元金を割り込まないという、キープしておりましたが、今回はそうでない事例が発生しました。いずれにしても法的措置の中で、十分、司法判断、それから和解勧告という中で十分、中身の議論を意見ごとに行ってもらっておりますので、今回これが今までの取組とは違うということになりましたが、回収という面での見直しを含めて、今回こういう事例が発生しました。他に影響しないように、十分個別的に、今後、取組を進めてまいりたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、分割で支払いを計算しますと、84回、7年かかるんですね。かなり高齢になっておられるその方が、年金の収入もほんまに枯渇していると思いますけれども、そこからまた支払いが滞ると、もう一度裁判となっちゃうわけで、その点でもリスクが高いと思いますが、私自身は高齢になったから、長年そういうようにならざるを得なかった放置、この分は差引きすべきだとは思っていますが、84回、7年かかるという点で、和解の段階でどんな話合いがされてきたのか、説明願いたいと思います。

○宮崎議長 丸山建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 今回の支払っていただく7年間という期間につきまして、少し厳しいかなというところではあったんですけども、弁済していただく方たちは高齢であり、あと、年金の生活だったり、そういった形の方がいらっしゃると思います。なかなかその弁済金を一気に短期間で支払っていただくというような要求をさせていただくと、なかなか和解の交渉がうまく進まないということもありまして、弁済していただく方たちに、どれぐらいだったら期間的にいけますかという協議の方をさせてもらって、うちが出す条件と、向こうが出してきた提案の間を取りまして、7年間という形の結論に至りました。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

町長。

○野瀬町長 ちょっと答弁、失礼しました。今回、元金は割ってなくて、明細を見てもと、利息分が割り込んだということでございますので、ちょっと訂正させていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 あんまりくどくど聞きませんが、この7年の間、今、高齢と言われましたけど、この人たちは正直、子どもさんなんかいてはるやろうと思うんですが、最終的には、まだ子どもさんまで流れるには行くんですかね。ちょっとその辺を聞かせて。高齢と言わはるので、この人らの子どもたちがいるのであれば。

○宮崎議長 丸山建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 今回の方に関しては、ご兄弟の方が中心になって払っていただいております。子どもさんなどはいないという状況です。

○丸山議員 いないの。

○丸山建設水道課長補佐 いらっしゃるんですけれども、相続の放棄だったりとか、そういう形で請求はできないという形になっております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 高齢を理由に、そういう点では困難な状況、それから当人さんの分については困難だというやつは配慮的に、また温かい対応でというのは大事なことだと思います。同時に、町がこの間、利息が積み増しされて、そういう状況になってきたという点で、大反省が要ると思いますね。というのは、私が先ほど町長が答弁のやり直しをされましたけれども、一括金そのものが元金を割り込むわけです。ですから、その点で危うい1万3,800円の月々支払いですよね。もうこれは負担にかからない、年金生活がもう3万円、4万円という方が大変多いですから、その分、支払いはえらいと思いますけれども、その点から見たら、今後の方式、町が取り組むべき、今まで、長年、利息が積み増しするような放置をしてきたという点でのおわびの意味、町は請求をしているという立場からおわびするつもりはないと思いますけれども、そういう意味合いも入っているんだというのをはっきりと当人さんに示して、他の事例も和解の方向でけりがついていくように配慮、心配りをさせていただくことを求めて、賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も長年にわたって、こういう事例が出てきて、丸澤前課長のときに、ここまでよく踏み込んだなという思いをいまだに思っております。そういった中で、半分でも払って、あとぼちぼちと払っていただけるということを思いまして、賛成討論とさせていただきたいと思っております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第12 議案第71号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第71号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、議案第71号です。甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称。甲良町デイサービスセンター「けやき」。

2、指定管理者。犬上郡豊郷町大字八目12番地、公益財団法人、豊郷病院、代表理事、佐藤公彦。

3、指定期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

本日、皆様の机の方に各事業所の事業の取組内容、利用者数等の実績をまと

めさせていただきますました資料をA4横向けのもの1枚です。用意させていただきますました。

以上、よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第13 議案第72号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第72号 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ及びはつらつルーム」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 続きまして、議案第72号です。甲良町デイサービスセンター「かつらぎ及びはつらつルーム」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

公の施設の名称。甲良町デイサービスセンター「かつらぎ及びはつらつルーム」。

指定管理者。彦根市後三条町350番地3、鈴木ヘルスケアサービス株式会社、代表取締役、鈴木則成。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上、よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第14 議案第73号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第73号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 議案第73号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称。甲良町グループホーム「らくらく」。

指定管理者。犬上郡豊郷町大字八目12番地、公益財団法人、豊郷病院、代表理事、佐藤公彦。

指定管理期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上、よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第73号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第73号は可決されました。
ここで、休憩します。後ろの時計で45分再開です。
(午前10時30分 休憩)
(午前10時45分 再開)

○宮崎議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
次に、日程第15 議案第74号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第74号 甲良町過疎地域持続的発展計画の策定につき、
議決を求めることについて。
上記の議案を提出する。
令和4年12月5日。
甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。
企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 甲良町過疎地域持続的発展計画の策定につき、議決を
求めることについて。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年法律第19号
第8条第1項の規定により、甲良町過疎地域持続的発展計画を別冊のように定
めることについて、議会の議決を求める。

お聞きいただきまして、別冊の方をご確認願います。甲良町持続可能な地域
づくり計画（甲良町過疎地域持続的発展計画）でございます。

さらにお聞きいただきまして、目次をご確認いただきたいと思います。なお、
この計画につきましても、全員協議会等を通じまして皆様の方にも既にお手渡
しさせていただきまして、内容等を説明させていただいていた経緯もございま
すので、こちらにつきましても、記載の概要につきましても目次に基づきご説明
させていただきたいと思います。

まず、はじめにつきましても、本町が令和4年4月1日に過疎法に基づき、
過疎地域の指定をされ、この計画につきましても、令和4年から7年の4年間

を計画期間とし、定めるといったことを位置づけております。

また、2 ページからの基本的な事項につきましては、町の概況に基づき、自然的な地域的な概況及び人口的な人口の推移等を掲げまして、こちらの持続的発展計画の基本方針と目標をそれぞれ位置づけているものでございます。

また、1 2 ページ以降の1 から1 1 につきましては、この過疎法の法律に基づきまして、記載すべき1 1 項目につきましては、それぞれの現況と問題点、それからその対策、それから計画等をそれぞれに基づきまして記載させていただいているものでございます。

また、最後の3 8 ページ以降の事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分再掲と記載させていただいております分につきましては、その前段で、1 から1 1 までに記載しました事業計画のうち、複数年において実施する事業につきまして、改めて再度掲載しているところでございます。また、こちらの計画につきましては、この議会に提出する前に、県との事前協議を1 1 月末に了しまして、その内容に基づきまして法定の基本的な要件を備えていること、また、その適格性を持っていることといったようなことをご確認いただいていることを併せてご報告させていただきたいと思っております。

また、こちらで議会承認いただきました後には、県の方に提出し、年明けには国の方へ提出させていただきたいといったような予定でおります。どうぞご審議よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 お手元に、過疎の発展方針という資料をおつけさせていただきました。全員協議会におきまして、西澤議員から、単独では甲良町、県内で一定の総括をする必要があるのではないかとというご質問をいただきまして、断片的なお答えでしかできておりませんでしたので、資料に基づきまして、その内容説明を補足的にさせていただきます。

まず、滋賀県過疎地域持続的発展方針、これについては本町が今、提案説明しているのは、法律第8条に基づく市町村計画の定めを提案しておりますが、第9条には都道府県計画を定めるという過疎法の条文がございまして、それに基づいて滋賀県では、令和3年8月に、この発展方針が定められ、なお、令和4年6月に甲良町が4月1日に選定された等がありまして、令和4年6月に一部改定がなされた直近の県の計画でございます。中身はまたご覧いただくとして、ポイントだけ言わせていただきます。

1 番の位置づけであります、ずっと下の方に方針といたしまして、令和3年度から令和7年度前半の5カ年の設定ということで、過疎地域の持続的発展を図るための県の大綱ということが言えます。それから、指定されている地域は、その下に1 ページから2 ページにかけて、県内の指定された地域、区域が

掲載されています。

3 ページをご覧くださいと思います。その指定された区域の 2 番の現状と課題の (1) であります。過疎地域の人口動向でございます。ちょっと表が小さいので見にくいんですけど、アの人口推移の国勢調査の表の右上にちょっと注釈が書いてありますが、パーセンテージの 2 段目です。上段は、昭和 55 年から令和 2 年の比較数値、それから下の段は令和 7 年から令和 2 年の数値ということで、甲良町で言いますと、上段が 29.8% 減っている。これは昭和 55 年、40 年前の人口から比べると 29% 減っていると。そして、25 年前、これが基準になるわけですが、25 年前からすると 25.8% 減ったと。

過疎法では、21% 以上減ったら、過疎地認定しますよという基準でありますので、そういうことになります。したがって、25 年基準でいきますと、旧愛東町の 22.8% から、それから一番高いのが、旧朽木村の 40.6% という減少率で、それぞれ明記されております。それから、上段でいきますと、余呉町が 2 番目ですが、44.8%、朽木村 46.3% と、かなり減っているという、旧町単位での数値が出ています。したがって、この一覧表でいきますと、旧虎姫町から西浅井町までは、長浜市に合併していますので、長浜市の中には一部、過疎地域があるという状況です。それから、高島市では一部の地域に過疎地域があるということでございます。それから、東近江市では旧永源寺町、愛東町がありまして、ご承知のように単独では甲良町ということでございます。したがって、単独でいっていると永源寺、愛東、甲良、このエリアでは減少率の高い町でございます。したがって、虎姫町から朽木村までは、令和 3 年 4 月 1 日に一部過疎認定になりました。それから、東近江市の旧永源寺町から甲良町までが、本年 4 月 1 日から過疎地域に認定されたという表でございます。

したがって、課題であります。11 ページ、これは県の計画のページをそのまま写しておりますので、過疎地域の課題 (4) です。読み上げますと、過疎地域は人口減少が続いており、県内でも高齢化率が特に高く、コミュニティー機能の低下により、集落の維持・活性化が困難な地域も出始めています。それから農業等々対策が必要と書かれております。それから、その下、8 行目から、または 1 次、2 次、第 3 次と書かれておりまして、企業立地条件不利、最終的には地域資源の活用新たな企業の創出、適地での企業誘致等により、過疎地域でも魅力ある働く場の確保が求められていますと過疎地域の課題がありますので、この課題を今、熊谷課長が提案したように、甲良町にも、この計画を立てて過疎対策、人口減少対策を図っていくという計画の議決をお願いするものであります。

それから最後に、新聞記事を掲載しました。これは、県知事が北部振興と申しておられまして、特に高島市、長浜市を中心的に、プロジェクトで振興を図

る、いわゆる、一部過疎地域を含んだ北部の振興プロジェクトというのが、1月1日に立ち上げられたということでありますので、出だしには観光活性化、企業誘致などを通じて、にぎわい創出ということでありますが、11月1日に町村会と県、いわゆる6町長と知事が県の幹部との行政会議が行われましたので、総括的には、会議の後、個別懇談をしましたので、総合企画部長の東部長と知事公室長の中嶋室長に、甲良も忘れてもらってはあきませんよと、類似課題があるので、北部の課題、このプロジェクト課題は甲良の課題であるということで、県の過疎の発展計画に基づいて、甲良町も支援をお願いしたいという要望をしているところでございます。

以上、西澤議員の質問のお答えにはなっているかどうかは分かりませんが、補完的に説明させていただきました。

それから、もう1点は、やれることからやろう甲良のまちづくり、これは過疎の今の課題で言われている最初の課題の出だしであります。集落コミュニティの機能低下ということで、今年度、まちづくり協議会を断続的に開いて、地域課題の議論をいただいて、今後、体系的にはこうすればという集約をしましたので、これの説明はしませんが、13の集落と町が連携した、課題に向けた集落コミュニティの問題についても、今後、取組を進めるという資料でございます。

以上であります。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今、るる説明がありましたけども、甲良で様々に課題があると思いますが、今、説明があったのが国、それから県の独自、それぞれの全体的な方向があると思いますけれども、甲良は甲良で独自の課題があると思います。そこで、私は11月1日に、9つの質問、意見を提出させていただきました。町長宛てに。そのうちの3つ、ほとんどが採用する必要がありませんという回答が、次の日にやってまいりました。という点で、この議案に関して聞きたいと思います。

1つは、地域の持続的発展の基本方向と展開がされていますけども、単に甲良町以外の過疎地域、部分地域は、大変交通不便で山の中、それから里、そういう点でも中心部から離れています。ところが、甲良の場合は、地域的にそうではありません。ですから、その点、どのように考えているのかというのをきちんと知っておく必要があるというので、1番目を挙げました。

それから、2つ目に、内的発展を掲げています。しかし、地域おこし協力隊、これを受け入れてきましたけども、個々に成果を残してくれている部分がありますけども、町全体で、そしたら人口減少に歯止めがかかるような取組がされ

ているのかという点でも検証がされていません。2つ目の質問は、その検証を地域おこし協力隊の検証を、たしか5人を受け入れてきたと思いますけども、その数人受け入れてきて、どういう成果があつて、どういう課題を残して、どういう反省点があるのかというのを検証されているかどうかをお尋ねします。

それから、3つ目は、住民意識のアンケートがありました。甲良町のイメージが悪い、町のイメージが悪いという回答が6割あつたという報告がされています。その回答が一番多いんですね。その中心点をどういうふうに考えているのか、どう改善するのかということも、やはり今後の計画ですから、盛り込む必要があると思いますけれども、その3点について見解をお尋ねします。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 ありがとうございます。西澤議員からいただいたご質問につきましては、町長とも協議させていただいた上で、メールの方で回答させていただいたところでございます。

まずもって、ちょっとおわびをさせていただかなくてはなりませんのは、期限内にいただいておりますら、もう少し計画に何らかを盛り込むというような手続もできたやも、あつたかもしれないんですが、こちらからお願いした期限をちょっと過ぎてしまつていたといったようなことでの対応が、こういった形になつたといったことは、ちょっとご了解いただきたいなとまず申し添えたいと思います。

まず、1点目の過疎の原因、背景につきましてご質問いただいております、ほかの地域との違いといえ、いわゆる甲良町の場合、平地過疎と一般に言われておりました、それ以外のところにつきましては、いわゆる山間部の山地過疎といったような違いでいきますと、交通の利便性なりの違いというのは一定あるかと思うんですが、その過疎に対する原因、背景につきましては、当該計画の6ページにおいて、その人口推移等につきまして原因を一定、記載させていただいておりますので、さらなる原因につきましては、今後の中でまた考えていきたいなどは考えておりますが、一定この6ページにおいて記載をさせていただいておるといったようなこともご回答させていただいたところでございます。

それから2つ目に、地域おこし協力隊の件、それから住民意識の件、お尋ねいただいているところなんです、こちらにつきましても、議員からのご質問、ご意見については、一定、今後の検討なり、課題なり、検証というのは必要であろうかなとは思いますが、こちらの過疎計画の記載事項の基本的な記載要件として書かざるを得ない、書かなくてはならないといったようなことの観点から見た場合に、現在この計画に盛り込む必要性というのは、一定ないのかなといったようなことで記載は省略させていただきたいといったご回答を

させていただいたところです。

なお、議員ご指摘の点については、今後、他地域の地域おこし協力隊の取組状況でありますとか、住民意識の改善につきましては、総合計画の方にも記載もありますので、その検証の中では、一定その場面を見て、今後も検証、それから取組といったものを検討はさせていただきたいなと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今、回答いただきましたけれども、私は9つの項目の末尾に、計画に反映するしないにかかわらず、ご回答、見解をいただきたいと述べています。その点でも、大変、切り捨てた内容でした。

そこで、6番目に私が記入していますが、若年層、これは計画の中でもありますけども、20歳から39歳の人口、これが7年間で30%近い減少ですね。今年の新児、去年の新児、そういう状況から見ますと、本当に深刻です。ですから、ここにスポットを当てて、どういように対策を取るのか、減少状態を緩和するののかという点で、特化したやっぱり記述がどうしても甲良町の中で必要だと私は思っています。その点で、大変不十分なところなんですけども、この6項目の若年層が減少していくというところ、総合的な対策が必要だと思いますけども、町長に見解をお尋ねしたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 9項目全ては回答できませんけれど、企画監理課長が申しあげました基本であります。甲良の場合は平地過疎になりますので、県の担当課長も早く脱却できる過疎計画にして対策に取り組みしましょう、県も支援しますということであります。もとより、いろんな要素が重なって、今日こういう減少状況になっていると思うんですが、財政事情もそうだと思いますし、町の施策、それから新たな居住地ができないという問題であったり、宅地も造成可能地域の試みをやっているんですが、実際的には甲良町、具体施策につながっていないという、施策が前へ進んでいないという点について過疎につながったと思います。

したがって、若者、20代30代についても、アンケートがありましたように、遠方へ流出でなくて、近隣市町へ流出しているということですので、それらを意識して、若者のご意見を聞く、さらには、いったん出ている近隣地域から、もう一回、甲良に戻ろうかという、そういう取組を進めなければならないと思っておりますので、全く状況が、甲良の場合には、近隣地域への流出ということになっておりますし、それから、地域おこし協力隊についても、募集して、私が就任してからは新たな地域おこし協力隊は求めておりませんというのは、以前はやりたい人、甲良に來たい人ということで、地域おこし協力隊の本人の希望といえますか、何をやりたいかを審査して、地域おこし協力隊に、

甲良へ入ってもらったということですが、今、1枚資料を出しましたけど、集落支援員とか、甲良が求める人材は地域おこしというか、そういうテーマを行政内発的にこういうテーマで募集したいんだと。そして、数年後にはあなたも独立して、経営につながるよという、そういうプランの見通しなくやったことありますので、今、中断しておりますが、そういうことではなかったかなと思います。1つずつ、背景、原因がありますが、トータル的にはこういう状況に陥ったということありますので、今、提示しています、甲良の過疎の計画、それぞれを前進させる取組が必要だと思っています。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 討論を行います。西澤です。過疎法の適用を受けた本町の現状をどのように打開するかという取組に反対するわけではありません。反対の理由は主に2点です。

1点目は、現状、事実のリアルな掌握と、県内他市町にはない人口激減への深い危機感が、この計画には欠如していると考えます。また、その要因に対する分析、検証が表面しか触れられていません。

2点目は、激減を招いた反省を込めた総括、検証を率直に行う必要があるにもかかわらず、その総括がなされた形跡はほとんど見当たりません。具体的には、11月1日、私は9点にわたって意見書を提出しました。しかし、町長からの回答は、ほとんど採用する必要なしというものでした。何事にも通じることですが、間違いや不十分な点は幾つも発生します。とりわけ、税金で成り立っている自治体行政は、間違ったとき、恐れることなく、どこが間違いか、なぜ間違ったか、正直に振り返ることがとても大切だと思っています。

1つ、例を挙げれば、地域おこし協力隊を数人受け入れてきました。しかし、個々には成果を残していただいた取組もありますが、定着されておられる方はゼロではないかと思います。様々な複雑な事情があると思いますが、町全体で移住、定住、人口増加に全くつながっていないのが現実です。町政として深刻に総括をすべきだと私は思います。そうでなければ次の前進、展望は望めないのではないのでしょうか。

もう1つ、反対する理由は、議案にある(過疎地域持続的発展特別事業分)にある事項には、暮らし、零細業者の経営、そして、医療、介護など、過疎地に暮らす住民、小零細企業者への直接支援がほとんどないことです。これでは、ハード事業に偏り、過疎債という名の借金から抜け出せなくなる恐れさえある

のではないのでしょうか。有利な借入れがあるからといって、それに頼り過ぎないようにしなければならないと思います。

今、甲良町で必要なことは、予算も行政の力も思い切って子育てと教育に関わる施策展開、事業展開に集中することが大事だと思います。甲良町は今、前進する絶好のチャンスかもしれません。様々な困難を経験して、底からはい上がるだけなので、先日、「少子化時代の自治体の役割」という講義を受けてまいりましたが、藻谷先生は、「事実に基づくデータを偏見なく受け止め、分析し、誠実に取り組めば、前進の道は開ける」という貴重で当たり前の教訓を得たように私は思いました。

以上、計画の充実、補強、改善を求めて、今回の計画案には反対する討論とさせていただきます。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私の方はいったんは賛成討論とさせていただきます。甲良町過疎地域持続的発展計画ということで、実は私も期限内のときに、今の課長の方に、こういうことをしたらどうかとかいう細かい提案をしていたところ、国のまず最初の発展計画については、ある程度の枠を広げて緩い感じでしないと、ちょっと補助金の方とかそういう支援の方も受けられないということをお聞きしまして、今後、かなり詰めてきた内容になったときには各議員がそれぞれ思っている提案なり、そういうことを受け入れてもらえるように、お互い切磋琢磨しながら提案するのは、多分よいことだと思うので、そのときにはお力を貸していただきたいと思うんですけども、今現在、国に提出するという点では、私、前回ちょっと視察の方も行かせてもらったときに、その過疎法の適用を受けているところの計画とかも聞きましたところ、こういった内容で、多分どこの市町で行っても、ほぼこういうやわらかい感じの、大ざっぱにはなってしまうと、我々議員からしてみれば、こんなんで大丈夫なのかというそういうこともあるかと思いますが、いったんこれで何か通っていると。ただ、そうなると金太郎あめのように同じような内容になってしまって、ちょっと残念なことになるので、これが通った後には、やっぱり今言われた、皆さん議員が持つておられるような細かい提案の方をさせていただきたいと思いますので、今回はいったん賛成の方とさせていただきます。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 おおむね賛成をさせていただきます。最初もらった、先月だったか

な、そのときには一応、再掲のところがなくて、事業区分がはっきり、一般の人に分かるかなと思ったんですけれども、そういうようなところもしっかり書いて、恐らくインターネットで出しても、ほぼ理解ができるのと違うかなと思います。ただ、いろんな面で目標値というものを書かれています。それに対してはやっぱり今後、各課がどこが担当するんやというものを見える形に、やっぱりやっておくというのも重要なことだろうと思います。このとおりにいけばいいんですけど、行けない場合がある。そういうところについての反省材料として見える化というところをしっかりと提供したいと思います。よって、いろんなところに課題はあるんですけれども、この議案については賛成させていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第74号は可決されました。

次に、日程第16 議案第75号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明を申し上げます。

予算書の方をお願いいたします。予算書をめくっていただきました、かがみ文の方でございます。

甲良町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによりますし、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ4,199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億338万2,000円とするも

のでございます。

また、債務負担行為の補正としまして、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によりご説明申し上げます。

また、地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、ご説明を申し上げます。

1 ページの方をお願いいたします。

第1表でございませう。歳入歳出予算補正でございませう。

まず、歳入の部でございませう。14款、国庫支出金、補正額69万5,000円の減額。15款、県支出金、298万9,000円の増。16款、財産収入、50万円の増。17款、寄附金10万円の増。21款、町債、3,910万円の増。歳入合計4,199万4,000円でございませう。

おめぐりください。歳出の部でございませう。

2款、総務費、補正額235万9,000円の減。3款、民生費、565万2,000円の増。4款、衛生費、263万6,000円の増。6款、農林水産業費、475万5,000円の増。8款、土木費、1,864万9,000円の増。9款、消防費、104万1,000円の減。10款、教育費、503万8,000円の減。12款、公債費、1,874万円の増。歳出合計、4,199万4,000円。歳入歳出同額でございませう。

おめぐりください。第2表債務負担行為補正でございませう。

追加の項目でございませう。赤痢菌等検査委託、令和4年度から令和5年度まで、限度額34万4,000円。学校保健検査委託、令和4年度から令和5年度まで、264万7,000円。ミライシード、オクリンク・ムーブノート・ドリルパーク使用料、令和4年度から令和7年度まで、412万5,000円。iフィルター使用料、令和4年度から令和7年度まで、54万8,000円、保健衛生推進業務委託、令和4年度から令和5年度まで、137万1,000円。

次のページをお願いいたします。第3表地方債補正でございませう。

まず、追加でございませう。公共交通確保事業、ソフト事業、限度額1,730万円。県営かんがい排水事業債、310万円。社会資本整備事業債、1,180万円。道路新設改良事業債、400万円。福祉医療助成事業、ソフト事業、1,770万円。甲良中学校LED化事業債、2,080万円。せせらぎ夢空間LED化事業債、1,500万円。

続きまして、廃止でございませう。起債の目的、公営事業債、県営かんがい排水事業、限度額280万円の減額でございませう。地方道路等整備事業債、360万円の減額、公共事業等債、町道改良分、1,060万円の減額。学校教育施設等整備事業債、1,800万円の減額。公共施設等適正管理推進事業債1,

560万円の減額廃止については、いずれも過疎対策事業債への変更のためでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 説明書の16ページですが、児童クラブの運営費で、補助金の返還、232万2,000円というのが計上されています。この内容をご説明ください。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 補助金の返還、何で返還が起こったかということです。これは、令和2年度の補助金に対してです。補助金申請をするのが、令和2年度までは年間保育数というのがありまして、年間250日以上、児童クラブを開けるとというのが1つの基準でありまして、それ以前は、そこまでは開けないだろうということで補助金申請をしていました。この令和2年度のために、土曜日の保育の準備をするのもカウントできますよと、県の指導なりがありまして、限度額を上げて補助金を頂きましょうということで申請をさせてもらった経緯があります。その後、会計検査の方が県の方に入りまして、やっぱりその考え方はちょっとおかしいですよというような指摘をされたので、その分を返金してくださいということで、甲良町がこの金額を返金されています。あと、やっぱり同じように指導されているので、幾つかの市町も該当があると聞いています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 1つは、今、回答のあった補助金の返還金、令和2年度の分の返還を今、行うということなのか、それも1つです。それから、限度額にいかない取組だったので返還が生じたということなのか、その点、1つ。それから、もう1つは、町長にお尋ねします。

もう1点は、今、コロナと物価高が非常に、どの住民も町民もかかっています。その点で、福祉灯油だとか、そういう生活支援というのをこの補正予算で盛り込もうかどうかという点を考えたのかどうか、その点、お聞きいたします。そして、9月議会には補聴器の、これはもう一般質問で挙げていますけれども、その予算化をどういうように考えたのか、町長には2点。教育委員会には、その点をお聞きします。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 年度につきましては、令和2年度分です。基準については、年間250日以上、開所していなかったということで基準を満たしていないということで返還です。

以上です。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 灯油等対策でございますが、これは、国が原油高に対する措置をしておりますので、個別の市町で個別に取り組むということの予算は上げておりません。

それから、補聴器の問題については、一般質問の中で個別具体的に。この予算には上げておりません。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 最後に。私が聞いているのは、福祉灯油を限定していません。こういう状況の中で、物価高が急激に進んでいます。そういう中で、暮らし支援の点、どう考えたのかというところで、お答え願いたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 財政脆弱ということですので、コロナ対応の地方創生臨時交付金が国庫補助金で来ておりますので、かなり盛りだくさんのメニューを甲良町もやっておりますので、全体的には個別にはできておりませんが、全体そういう施策の中で取組を進めてきたということでございます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第76号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第76号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出それぞれ74万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ158万4,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、次ページで説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

歳入です。2款、使用料及び手数料、補正額69万円。3款、諸収入、5万4,000円。歳入合計74万4,000円。

2ページをご覧ください。

歳出。1款、墓地公園管理費、補正額5万4,000円。2款、諸支出金69万円。歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 同意第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第4号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月5日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第4号 甲良町公平委員会委員の選任につきまして、同意をお願いすることでございます。

甲良町公平委員会委員のうち、1名の方が任期満了になります。したがって、新たに次の方につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

住所、滋賀県彦根市駅東町1番4(1106号)。氏名、丸山真央氏。生年月日、昭和51年2月29日。

全協のときに、4号関連の議案概要書をお配りさせております。滋賀県立大学の教授でございます。公平委員さんの4番で構成委員と、それから新たにお代わりいただいている方、事案が発生しますと専門的知見等々が必要となってきましたので、今までの町内選出の委員さんは、過去の経歴から、そういう適任者というお願いをしてまいりましたが、弁護士さんなり、大学の教授なりということで、任期満了に伴うときには、新たな選任変えをお願いしてきたことでございます。大学教授について、人格高潔ということで適任者であるということ判断させていただきましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 公平委員さんは、甲良町内の職員の方々のパワハラ、セクハラ、それにかかわらず、職場の環境の整備等に、任務としてはその範囲ですけども、昨今、そういう問題が各地で起きています。そういう点でも、職員の皆さんが気持ちよく、そして対等に地方公務員として、憲法に定められた法と良心に基づいて仕事ができる、こういう環境がつかれるように、訴えやすい、それから提起があった場合には公平な対応、それから職場環境の根本的なところも見ていただいて改善の処置の提言などをしていただければと本当にありがたいと思いますし、そういう期待を込めて賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第4号は同意されました。

次に、日程第19 請願第3号を議題とします。

本請願については、紹介議員の西沢議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。請願書を読み上げます。

甲良町議会議長、宮崎光一様。

請願団体、団体名、彦根民主商工会。

住所、彦根市小泉町673の3、北庄ビル2階。

代表者、会長、永田英紀さんとなっています。

表題は、「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書。

請願趣旨。私どもは、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町の中小業者で組織する団体です。新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、来年10月から、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしています。この制度は、新たに税務署に申請・登録した事業者登録番号を記載した請求書(インボイス)を発行し、相手事業者は、事業者登録番号が記載された請求書

と領収書をもらわなければ、消費税の仕入れ控除ができなくなる制度です。

インボイス制度を登録すると、現在、免税事業者の小規模農家やフリーランスにとっても、シルバー人材センターで働く高齢者にとっても、消費税の納税義務が生じます。11月7日の全中連による財務省交渉では、税制第二課からは、「免税点制度は、事務負担軽減の点から設けているもの、インボイス制度では、買い手の求めに応じてインボイス発行義務、写しの保存義務が生じる。そうした義務を免税業者に課すのは、事務負担の軽減の趣旨から適当でない」との回答も得ています。

免税業者を取引から排除しかねない、インボイス制度は、事業者間の取引慣行を崩し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で、食料品や輸入原材料の高騰が続き、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、事務負担増と増税になるインボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。現在、コロナ危機を乗り越えて、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。

「税制で商売を潰すな」の願いを込め、以下の事項を請願します。

請願事項。「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書を地方自治法99条の規定に基づいて、関係省庁に提出されたい。この内容です。

若干、付け足して補足をさせていただきますと、声優さんが、今日の大きなところで私どもの新聞に掲載されています。私は全然分かりませんが、大人気アニメの「SPY×FAMILY」の声優、甲斐田裕子さん、これはマスコミでもよく出ておられるそうです。その点でも、フリーランスの方が声を上げて、延期ないしは中止もありますけども、見直しをしてほしいというのが大きな声になっています。

これは全協でもご説明いただきましたけども、やはり、既に影響が広がっています、出ています。甲良町で見ますと、零細企業がひしめいていますし、全国でも中小業者の数というのは6割、7割。そこで働いている労働者というのは、全体の労働者の7割、8割を占めるという統計にもあります。その点でも、甲良町でこのインボイス制度が実施されると、中というよりも小零細建設業者の苦境が大変目に見えてまいります。事務負担はもちろんですし、実質1,000万円以下は非課税という申告の義務がないのが、実質的なインボイス制度を導入することによって、申告義務が出てまいります。既に、私は3件ほどの苦情を聞いていますが、このインボイスに登録しなかったら、お前は下請に入

れたらへんと言われているケースが出ています。建設業というのは、大手があって、その下請、又請けで二重、三重、四重の下請構造です。そういうところから見ると、元請さんが施主さんから徴収した消費税を丸々かぶらないために支払った経費、それから下請代金に含まれる消費税は差し引く、こういうのが消費税の仕組みですけども、そのことが活用できなくなってしまう。つまり、インボイスが発行してもらえる下請さんでなければ、そうなっちゃうわけですよ。そういう危険を回避する上でも、政府の再考を求めるといふ意見書をぜひ提出したい。意見書は今日、可決いただきますと、中身はいろいろ精査し、そして、皆さんの合意が得られる内容で、緩い場合もございますし、その点、工夫をしたいと思っておりますので、ぜひともご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎議長　　ここでお諮りします。

これより、審査願います。請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎議長　　異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

阪東議員。

○阪東議員　　今ほど西澤議員の方から、このインボイス制度というものについては、全ては悪くないと思うんですけども、やはり今、説明を受けました部分に対しては、少しちょっと見直してほしいなという感じを私も思っております。基本的にその見直しというのが、私の思うのは、今回のインボイス制度というのは、基本的に本則課税者というのと、簡易課税者、今ほどおっしゃいました免税事業者の1,000万円以下の事業者が大きく影響を受けるということになります。特に、我々農業法人は5,000万円以上あるので、一応インボイスのナンバーをいただきました。ただ、その組合員に労務の対価を支払っています。給与制ではある部分もあるんですけども、中にはやはり従事分量配当でされているところが沢山あるかと思います。給料については、消費税は非課税なので、仕入れ税額の控除はできませんが、従事分量配当というのは、消費税の課税仕入れとして仕入れ税控除ができておまして、今でもできておるんですけど、これが従事分量配当制度が、農業法人の最大のメリットやったんです。基本的には従事分量配当で、例えば1万円支払いますよということが、実際はその10%というのが、基本的に控除されとったということになります。一応、それが適格請求書を支払っていただこうと思うと、個人がナンバーを受けんとあかんという、このしょうもない、どういふのか制度にな

って、非常に困るわけです。基本的には当然、将来的には全てのものに消費税を頂こうという国の制度だと思っています。

ただ、今の制度については、来年の10月1日から3年間は80%控除は認められます。その間が終わって、また向こう3年間は50%の控除がいただけると。6年先には、確実にその消費税を取るところで、やはり零細企業のところについては、本当に冷酷なところになって。今さらというか、今までそういう課税制度をつくっておいて、今さらというところがあるので、私としては、全部が悪いということはないんですけれども、見直しをしてほしいなと思うんですけど、西澤議員の見解を求めたいと思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 お答えします。阪東議員の発言された内容も、まさにそのとおりだと思いますね。増税をしていく、網かけが広過ぎる点でも、それから、事務負担の煩雑さ、それから、これは飲食業の業種を例に見ますと、例えば企業さんが接待で連れてこられた、ないしは個人業者が接待のため、仕事を取りたいために接待する。接待費で、経費と引かんなんですよ。そういうことから見ても、適格証明書をその都度、発行せんなん。それからそれを受ける企業側も、それに対応するシステムの機械を導入する必要があります。聞くところによると、その機械の導入は、安うても20万円、30万円、高いですといういろいろ自動的に発行ができる、処理ができるというようになると、さらに高額になってきます。ですから、フリーランスの方、売上そのものが300万円以下の方が、統計でも7割、8割がその300万円以下だと。1,000万円を超える事業者というのは、本当に少ないというのが実態だというのが報告されました。そういう点でも、見直しをこの間かけていく、その論議を政府内で、国会内でぜひしてほしいというのが、私たちの願いでありますし、そのとおりだと私は思います。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 今ほど説明をさせていただいたんですけど、例えば小売業者さんだけではなくて、やっぱり我々、本当に零細、この免税点、この点は何の点かというのを調べたんですけど、それは、前もってもらおうというふうな、消費税は、最終の消費税が消費を払うというわけでもなく、その前の段階でもらおうという形のものらしいです。そういうようなところが、やっぱり一農家まで、そうい

うふうなところが来るという。委託料も全部そうやという形になってくると、ちょっとやっぱり見直しはお願いしたいということで、賛成討論とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論をさせていただきます。今1,000万円云々という話が出ていましたけど、私の記憶でいくと、一番最初、消費税ができたときには、たしか3,000万円というような数字があったと思うんですけど、途中で1,000万円になったと。簡単に言うと、以前やっておりました私の仕事では、3,000万円のときは関係なかったのに1,000万円になったら引かかってしまったという部分があります。その仕事は辞めて、別の仕事になっているんですけど、今の仕事はもう本当に1,000万円どころか、数十分の1の金額しかないのに、このインボイスが発行されたら関係してくるというようなことを思いますので、見直しという部分で賛成したいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 今、討論がありましたとおり、私も中小企業に対しては問題があると思います。見直しは必要だと思います。ただ、今回、この請願見ると、中止を求めるということなので、私はこの中止を求めるということに対しては反対したいと思います。中小の企業に対しての見直し、これは確かに必要だと思いますけども、中止については、反対。この請願自身が中止を求めるという請願になっておりますので、これに関しては、私は反対したいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第3号を採決します。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、請願第3号は採択することに決定しました。

ここで、昼休憩にします。

次の日程は、1時20分から木村議員の一般質問に入ります。13時20分です。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは次に、日程第20 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も、簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 そしたら、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。通告書に従ってやらせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、第1項目として、甲良町産業集積地の進捗ということで、前からも言っていますけど、もう既に8年ほどたってしまいました。前に、今まで興味を持って問合せがあった、あるいは来られたという業者があったかと思うんですけど、ここに来てどれくらいの問い合わせが、業者が来られたかということを知りたいと思います。これは、募集要領が変更になると、去年の11月12月だったと思うんですけど、それ以前の話をちょっとお聞かせ願いたいです。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 募集要領の改正につきましては、令和4年8月に募集要領を改正していますので、その間で申し上げますと、私が企画監理課長に着任しましたのが、令和3年4月でございますので、令和3年4月から令和4年8月までの1年5カ月の間で申し上げますと、計6社から直接、役場にお越しいただくなり、電話での対応なり、問合せがあったといったような状況でございます。その6社のうち、現地見学の申出自体はございませんでした。一緒に同行するといったような意味での現地見学がなく、近くで自分で見てみるよとか、通りがかりで、そこなら行ってみるよというようなお話あったんですけども、現地見学に同行するといった意味での申出は、1社もございませんでした。

以上です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 今、答弁して下さったんですけど、課長が就任される前は分らないということですか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 詳細は分からないということと、それから連絡先等のデータがちょっと残っておりませんでしたので、今申し上げた6社の中には、過去からずっとお問合せがあって、さらに今も希望があるのでということで、ご意

思があって問合せをいただいているので、今、その間で進出希望を持って、お問合せがあったという意味では、私が着任した令和3年4月以降といったようなことで、6社というのは申し上げたところです。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 そうですか。ちょっと想像していた数からいうたら全然少なくてびっくりした次第でございますが。そしたら、その次の2番の方に行かせてもらいますけど、前回の何月やと言われたら、ちょっと私も忘れちゃったんですけど、多分、今課長が申された去年の8月に、いわゆる募集要領を変更したということを書いてくださったので、その後やったと思うんですけど、たしかそれまでに来られていたところへも、募集要領の新しい版を再度、送られたように聞いていたんですけど、合っていますか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今申しあげました、これまで問合せをいただいていた6社の会社さんにつきましては、役場で対面でお話しするなり、また郵送なり、電話なりで、募集要領を改正し、今後、募集をしていくよと、再募集するよといったような旨のご連絡を差し上げたところです。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 それに対する反応としては、どうだったのか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 6社の方全てではなかったのですが、多くの方が検討してみるよといったような意味で、全く意思がないよということではなかったです。8月の時点で6社に連絡した時点では、一定の興味をお持ちいただいていたと理解しています。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、次に3番ですけど、募集要領変更後の問合せの状況は、先日の全協で2社ほどあったんですが、要は事業形態がそぐわなくて云々ということ言われたように思ったんですけど、再度お聞きします。募集要領変更以降、問合せの状況、現地見学があったらあったで教えてほしいです。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 令和4年8月の募集要領改正といったような時期を捉えますと、それ以前ですと6社、それ以降ですと1社、トータルでは7社からの問合せがあったといったようなことでございます。

○木村議員 現地見学はなしですか。

○熊谷企画監理課長 なしです。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員　そうしますと、次に、早速4番になってまいりましたが、ちょっとこの4番の質問は、私の勉強不足で、過去に何度も質問してきたが、進出企業への優遇措置のことを聞きたいという思いで書いたんですが、募集要領を変えられたとき、それをもらったのが僕のあれでいくと、去年の11月と書いてあるので、11月にもらっていた分をちょっと読み直して勉強したところ、アクセス道路とか、上下水道関係の方は優遇措置をされるように思ったもんやからこう書いたんですけど、もう1回、昨晚ですけど、調べ直した結果、その優遇措置もないようなことになっておるので、再度聞きます。今は優遇措置としてはないんですか。

○宮崎議長　企画監理課長。

○熊谷企画監理課長　いわゆる優遇措置全般で申し上げますと、まず、税関係に関する優遇措置は現時点ではございませんが、こちらの奨励金という制度が、過去にもあり今現在も生きているものとしてございます。こちらは、固定資産総額が3億円以上、かつ工場の敷地面積が1万平米以上、かつ従業員が30人を超える場合の立地企業に対して、最大固定資産税と同額の奨励金が、最大3年間支給されるといったような奨励金制度がございます。議員おっしゃっていただいたアクセス道路や上下水道については、進出企業側の負担といったようなことで位置づけているものでございます。

○宮崎議長　町長。

○野瀬町長　直近の情報は、企画監理課長が申し上げたとおりでございます。午前の議案第74号過疎の計画で、今後の主要施策の過疎事業にのるという前提で、大枠、事業化をするという予定の計画を立てておりますが、その中で、地域活性化のための産業振興と雇用創出という項目で、具体には17ページ、後ほどご覧いただきたいと思うんですが、新たな産業誘致に向け、事業用地の活用に係る公募を進める。引き続いて公募を進めるということと、本町への進出企業に対して既存の工場設置奨励制度拡充、今申し上げた制度を拡充の検討と、固定資産税に関わる制度検討を進めますということですから、一応、さらに今後、検討していくということも書いておりますので、その検討を同時進行で進めると。

とにもかくにも、進出企業を必死になって公募して、いい企業に来ていただくということではありますが、ひとまず、私は307号だけの進入口で、それは町の事業負担で上下水道、道路の整備という当初の計画であったんですが、それだけではアクセスが悪いので、池寺側へも抜けるルートで、今、議会で説明をして、そうすると、上下水道、道路整備費が3億円、4億円かさむという概算でありましたので、そんな予定事業を町が先行してやるんかということでありましたので、ひとまず、募集要領の中では、企業負担でお願いするという要

綱に、今現在なっているところでございます。

ただ、議員質問の優遇措置からいうと、町が事業主体になれば、過疎対策事業債、いわゆる100%充当の70%、財源が手当てできるという起債でありますので、進出企業が具体になれば、財政負担の問題で個別具体の協定書等を結ばないといけませんので、当然、町が事業主体でという、基本は企業負担でありますけれど、どう事業を展開するとそれが適用できるんかとか、個別の事業、進出者と協議をすることになると思います。ただ、そんなことができるんかということになります。町が事業主体でないと起債は借りられないという、これはもうそのとおりでありますので、町が負担した財源を町がひとまず支出して、協定書の中で企業が財源負担をするということなど、窓口の県が企業誘致を進め、甲良町の企業誘致についても後押しをしてもらっていますので、財源的な問題については担当課と、あるいは県の誘致推進室と起債発行の課と十分、協議をしながら進めていきたいと思っています。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ご丁寧な説明ありがとうございました。ただいま説明を受けた段では、例えば興味のある企業さんが、今後、来られた場合、相談に来られた場合には、今、町長が説明された部分はしゃべれるような、しゃべれんような、僕はしゃべれへんのじゃないかと思ったんですけど、それは説明されるんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 具体になったときのその話で、今は税の優遇措置であったり、個別の町の優遇措置という面では提示はできておりませんので、それを募集すると同時に、それらの中身については、行政の構えとして条件整備、検討を始めるということにしたいと思っております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 募集要領、平成28年、29年にはできたと思うんですけど、以前のやつですね。それには優遇措置として、上下水道とか進入道路云々というようなことは町でやりますというようなことが書かれていて、その前に、まず、あの場所を無償で提供するという話があったわけですね。それが新しい募集要領に変わってから、いろんなことを調べた結果、無償では駄目なんだと、有償にということで再度募集をしてきた。それとプラス、今言うた上下水道なり、アクセス道路なりのことも、企業の方でお願いしますというふうに、新しい募集要領にはなっているわけですけど、私は進出したいなという企業にはもちろんなれんですけども、もしもそういうような立場になってきたときには、何とかな、いわゆる募集される方の中身で、何かこんなメリットがあるやんけここはというようなことがあると、いろいろもっと突っ込んで考えていきたいと思うんですけど、今の場合には、もしも初回の募集要領をご存じの方

やったら、何やえらい急激に変わったなというようなことを思われたとしたら、これはちょっと進出しようかというような思いにはならんかと思うんですけど、その点どう考えられますか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今、6社、プラス1社、計7社とのお付き合いといいますか、お問合せがある中で、今、木村議員におっしゃっていただいているようなお話の中で、土地は譲渡でなく購入ですよという話を併せてしております。その中で、あの地域はご存じのように、山林のああいっただような状態ですので、彦根市のど真ん中の一等地というわけではございませんので、その土地価格について、購入することについて、それがあからもうやめておこうかという話じゃなく、造成費とか、もう億からの費用から考えると、そういった土地購入費というのは、そういう大きな壁にはならないよといったようなお話はいただいているところです。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 前回の質問の中に、町が考えておられる平米単価なり、坪単価なりをちょっと聞いたことがあったんですけど、あのときの答弁はなかったんですけど、今も金額的なことは言えるか言えんか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 こちらの今の募集の形態が、いわゆるプロポーザル方式、事業計画に基づいて企業さんを選ぼうというやり方をしております。片や、入札方式で金額の一番高いところを取ってもらおうというやり方も、一方ではあります。そういった場合、入札方式でいくのであれば、平米単価幾らといったような議論というのは詰めていく必要があるかと思うんですが、事業計画の中身をプロポーザル方式で選択するといった立場を取っておりますので、今の価格について幾らを設定してという議論はしておりません。ただし、最低のところでは、一定、固定資産評価額といったようなものは1つの基準、目安にはなっていないかなと、下限の目安になっていないかなといったことは、一般論として言えるかなと考えております。

以上です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、何か難しい進出企業の対応をしていってもらわなあかんやなとは思いますが、先ほど言いましたように、寄贈を受けてから8年もたってしまう。だから、その間に課長が就任される以前のことはちょっと何か分からないという部分があったんですけど、課長が就任してからの企業数を答えてもらいましたので、そこが、さっきも言いました8年もたっていますので、何かいわゆる実現するような方向の話

があってもええんじゃないかとは思っておりますので、何とか頑張ってほしいと思います。

そしたら、次行きます。前回の質問で、開発する態度を見せてほしいという質問の部分があったかと思うんですけど、そのときに、県内の工業団地が少ない状況を鑑みて、県の企業立地推進室の後押しにより進めていくと答弁をもらえたんですが、今現状はどういうような状況ですか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 県の企業立地推進室とは、今回の募集要領の改正、それから再募集といったような経過につきましても、ご報告をしながら連携を図っているところでございます。県からは、甲良町の産業集積地の当該地については、県内には大規模な開発候補地が、非常に今現状少ないといったようなことで、当該地は交通アクセス、また面積規模からも非常に優位性があるだろうといったような意味で、企業から県へ問合せがあった場合には、ぜひ紹介していきたいといったようなお話を聞いておりますので、引き続き、県と連携を取りながら、企業募集といったようなことに努めていきたいと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 そのとおりで進めていただきたいと思うんですけど、全国というか全世界的と言った方がいいのかな。コロナ、コロナの時代になってしましまして、例えば池寺に大きな、元近泉という工場の空き地があって、そこを更地にして、いつでもどうぞというような体制を取ってくださっておるんですけど、いかんせん、そこにもいい話がないという、このごろの世情ですね。コロナ、コロナの世情で、何かタイミングを逸したんかなという話も聞いておるんですけど、そういった中で、今の寄贈を受けた甲良町の持ち物の南部集積地、面積は大きいんですけど、多分、想像ですけど、もう8年もたって、何年くらいか知らんけど、1回か2回か除草をされたように聞いておるんですけど、それがもうそれから多分3、4年、3年はたってしまったと思うんです。だから、私も行ってはいないですけど、元の木阿弥で雑草が生え放題に生えているように思います。そんなところへ業者さんをとというのは、ちょっと難しい問題があるかなあと思うんですけど、ここですわというようなところだけでも言ってもらわなあかんの、何とかクリアをしてもらいたいという部分がありますので、先ほどの答弁のとおり、前へ前へ進めて行って、一日も早く進出企業が決まっていくように望んでおるんですが。

ただ、あその場所、面積は記憶で約29万坪やったと思うんです。8万8,000坪ぐらいの敷地があって、形状的に南側は何て言うのかな、アメリカ合衆国の地図みたいなような形をすぐに僕は思い出すんですけど、フロリダというところが下に垂れておるところに、池寺としても何かできないかなというよ

うな計画をしたことがあったんですけど、いつぞやの質問の回答に、あの場所は傾斜が急過ぎて、手がつけれないというような答弁をもらったように思っています。ですから、あの部分を除いてあと残り、その部分からいうたら上側、北側にどれくらいの平米数、坪数が残るかは知りませんが、多分、23、4万平米やったと思うんですけど、それを一括にと考えておられるのか、分割でもとを考えておられるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今、私がここで決め事を発言するのは非常に難しい部分もあるんですけども、やはり一括でといったようなことでのお話ということがまず大前提かなと。その一括というのが無理だと、もうやめておこうと、その次の段階でどういう分割のやり方をするのかといったような議論を踏んでいくのかなとは考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、6番目に移らせていただきたいと思います。いろんな自治体に行って、研修をやらせてもらって、また、個人的にもよく聞く話なんですけど、どの自治体でもやっぱり企業誘致のことを積極的に考えておられるように思います。先ほど町長の方から、過疎地域持続的発展方針の中に、これは新聞記事の方で、県北部のことをちょっと書いてあったんですけど、ここもやっぱり企業誘致のことを書いておられます。やはり、自治体としては企業誘致をして、それなりの税金関係というか、あるいは町の発展を考えていくというのは自治体の姿だったと思います。ですから、彦根市も今年3月か2月かだったと思うんですけど、沢山の財政調整基金を取り崩して、いろんな事業をやっていくというような新聞記事が載っておりました。その中で、どうしたらどうやって回収、補填を考えているのかというときには、やはりやっぱり企業誘致をしていきたいというようなことが新聞記事に載っておりました。

本町の議会は令和2年の9月に決議を、あそこの開発を早くしてくれというような決議をしました。改めて聞きます。前回も聞きました。開発する態度、やる気と書いていますけども、それを見せてほしいということを前回も聞きましたけど、もう一度、再度聞きたいと思います。やる気を見せてほしいということです。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 企業誘致によりまして、町経済が発展することは望ましい姿であると考えております。今後も、そのための誘致活動に力を注いでいきたいと考えております。なお、今回、募集はなかったんですけども、とある企業さんからは、進出意向のある企業と折衝を重ねており、一定の感触を持ってい

るんだけど、現時点では開発に着手できる、応募できるまでの段階に至っていないんだといったような意味で、タイミングがちょっと今ではないのかなといったようなお話を聞いたりもしております。引き続き、そういった聞き取り調査を続ける中で、県の指導を仰ぎながら、再募集の方法や時期といったようなことを引き続き検討していきたいと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。これちょっと町長に聞いておきたいなという部分があるんですけど、コストコという八日市に今どんどんどんどん、いわゆる造成が始まっておる部分があるんですけど、コストコという話を東近江が聞いておりますのに、かなり前から進出してくださいみたいなことを行政の方が言っておられるというようなニュースを聞いたことあるんです。ですから、甲良町においては、ほんまに軽いうわさという表現をせなしゃあないのかなと思うんですけど、軽いうわさですけど、町長にも企業をどこどこが何とかいうようなお話があるようなことをちょっとうわさとして聞いておるんですけど、町長の中にそういうような思いがある企業があるというようなことをうわさで聞いていましたので、これは通告していませんので申し訳ないけど、もしも答弁がいただければちょっと一言お願いしたいんですけど。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 就任した29年11月ですが、その当時、企業と連携を取りながら、開発をしていただけたような接触企業がありましたので、そこは、ご挨拶にはまず行っております。その後、公募という方向になりましたので、今は引き続き、今の路線で公募を続けて、企業誘致を進めてきた。もちろん、企画監理課長が申しました県の企業誘致推進室と常に連携し、さらには、ずっと議会に報告しておりますが、議会と協議しながらという、その前提の中で推進をしたいと思っています。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。すいません。そしたらその1番目の産業集積地の一件は終わらせていただきたいと思います。

その次に、学校給食ということでお尋ねしたいと思います。新しい給食センターで、1日に最高、何食分ぐらい作れて、現状、甲良町も含めてですけど、1日何食ぐらい作っておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 彦根の給食センターにちょっと確認しました。給食センターの施設で、最大1日、5,000食です。作るのは可能です。現在は、4,130食を作っております、そのうち甲良町分が570食です。

以上です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そしたら、2番目に聞こうとしていた甲良の学校にはどれくらいですかということを知ろうとしたんですけど、2番の1項目を教えてくださいましたので結構です。

それと、残食というのがあるかと思うんです。毎日、毎日、完食ということとはちょっと考えにくいので、それを聞いておきたいんですけど、どのような表現方法でもいいんですけど、残食はどれくらいあるかなということなんです。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 令和4年度の直近の調査で、キログラムベースです。彦根の給食センター全体、各学校の平均ですが、15.11%です。ちなみに、甲良中学校が24.92%、これが10月3日から13日の調査です。甲良東小学校が17.12%、これが10月31日から11月11日の調査。甲良町西小学校は2.86%、10月31日から11月11日調査の結果です。

以上です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。ひかえたんですけど、今言ってくださったのは、期間的には全部一緒やったのかな、ひょっとして西がえらい少ないな、いわゆる沢山およばれしておられるなとふっと思ったんですけど、これ期間は一緒でしたっけ。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 学校によって調査時期が違います。中学校は、10月3日から10月13日です。甲良町の小学校2つは、10月31日から11月11日の間の調査です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そしたら、小学校だけだと東と西でかなりの差があったということでオーケーですね。分かりました。

3番になるんですけど、各地に給食センターというのが、ここは今おっしゃいました彦根給食センターということになるんですけど、この情報によると、この地区の残食が多いと聞いております。今、聞きましたら15.11%という報告をしてくださったんですけど、その15.11%がどんなにかというのは、ぴんときないんですけど、この地区においては多いと。よその地区、県内にどれくらいあるんかちょっと分かりませんが、簡単に言うたら、米原とか長浜とかの方はおいしくて、イコール残食は少ないと聞いております。でも、この彦根の地区になると、ようけ残ってある、あんまりおいしくないみたいな話が聞こえてきたんですけど。

これはおいしい、おいしくないのはもうちょっとわからへんねんけど、以前

に私があるところで、あれは給食委員会というたんな、ちょっと忘れちゃったんですけど、そういう委員会の場所がありました。東西小学校とそれから中学校の関連のPTAの会長とか副会長とか、先生とかが集まっての会議だったと思うんですけど、僕は経験がなかったんですけど、それ以前にはその場に給食を出されて皆さんと食べていただいて、ああでもないこうでもないみたいな話があったかと聞いているんですが、僕がやらせてもらったときには残念ながらなかった、今現在は、こういう給食のチェックというのはどういうふうにされているのか、お聞きしたいです。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 給食のチェック、給食を一緒に食べるようなことは、甲良町の給食センターがあるときは、過去、そういう委員さんがいてやっていたようには聞いています。彦根の方にちょっと確認させてもらったら、ちょっと現在そういうことではなしに、仮にですが、ちょっと給食の試食を議員さんがしてみたいんやとか、そういうような要望なりそういうのがありますと、何か申し込んでいただくと実費負担になります、そういう場を提供させてもらえるというような話は聞いております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そういうときが来ない方がいいんですけど、ひょっとして、1回ちょっとチェックしてみようかと思ったときにはまた、それなりのことを次長にお願いしたいと思えます。

各給食センターには、栄養士さんがおられて、その栄養士さんが、1週間なり1カ月なりの献立を考えて、いろんなことをやってくさるんだろかなと想像するんですけど、そしたら、その栄養士さんというのは、今言いましたけど、米原とか長浜が何かおいしいとかいうて聞いておるので、そっちの方の栄養士さんがいいのかと。そしたら、彦根の方の栄養士さんがもう一つなんかとなってしまうんですけど、僕はそんなことを思っていないので、栄養士さんは栄養士さんで、それなりの皆さんの体にいいものを考えてやっておられると思いますので。だけど、今言いました残食が平均15.11%と言ってくさったんですけど、15.11%が多いのか少ないのかと言われたら分からないんですけど、何か私が思うのに、この残食が多かったらやっぱりあまりよろしくない。少なかったら、そこそこみんな好んで食べてはんねやなというようなことを考えますので、今も言われた、議員がチェックに行かんらんというようなことがない方がうれしいので、次長の方でそんな話が、木村という議員がしとったぞというようにちょっと頭に置いてもらって、彦根の給食センターの方で、どういうパターンでかもしらんですけど、会議の場所か何かでおっしゃってくればって、残食が減っていく方向になれば一番うれしいと

ということで、ひとつそれはお願いです。お願いしておきます。よろしくどうぞ。

そうすると、次、4番目になるんですけど、町では今年の9月、それから、来年、年度末まで無償となったんですけど、これは、9月以前、今回の9月の決算議会のときには、いつもやったら各項目で滞納の状況を知らせてもらっていたような気がするんですけど、今年はなかったように思うので聞きますけど、給食の部分で滞納というのは、9月以前の分がまだ残っておるのか、もうなくなったのか、お聞かせ願いたい。世帯数で言うたら何世帯ぐらい、あるいは金額はどれぐらいの滞納が残るとということをお聞きしたいと思います。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 令和4年11月25日現在で整理させてもらいましたら、子どもの数ですが、未納の子どもの数でいきますと21人です。そのうちの12人は、納付の誓約ができておりますということです。金額にして189万3,140円が未納金の金額で、収納率が14.54%です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 今、最後に言ってくださった14.54%、収納率ということはどういうことですか、これ。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 よろしいですか。

○木村議員 ごめんなさい。滞納の残っておる分の収納率ということですね。すみません、分かりました。ちょっと理解ができました。分かりました。

これは以前、甲良町は甲良町だけの独自の給食センターというのがありまして、そこでいわゆる機器が非常に老朽化して、新しく変えるとしたらごつついお金が要るんやというようなことと、それから彦根のセンターの方でやった方がということがあったもんやから、その移るときに、僕、ちょうど監査委員をさせてもらっていたときに、これでもう滞納は残るとる分だけで、新しいなったら何とか解消できるんちゃうかなとは思っていたんですけど、今聞いたら、まだ残っているような部分がありますので、これは誓約はもちろんしてもらった方がいいんですけど、まだ誓約にもかかっていない人が何人かおられるということになるので、以前に、今ここにおられない議員の方が、こんな給食費、あのときは給食費はもらっていたところですから、給食費もらわんと、極端に言うたら提供するなというようなことを言われたことがありましたけど、それはそんなこといかなので、いわゆる追及していかな、出していかなあかなとは思いますが、悲しいかな、やっぱり滞納があつてしまうと。

それから、いろいろと子どもへの給付金でいいのかな、1万円とか1万5,000円のあれがあるんですけど、それも利用できずに、この給食費のことだけじゃないので、なかなかこっちに回ってこないんじゃないかなとは思っているので、

それは仕方ないです。でも、誓約書をまだまだ取れていない方がおられるように報告されたので、また頑張って誓約だけでも、いわゆるどれぐらいかかるかというのは別にして、誓約だけでも何とか取ってほしいなと思いますので、ひとつ頑張ってください。

そうすると、5番目になりますが、今言いました、今年の9月から今年度いっぱい3月までは無償になったんですけど、その無償になって、来年度以降はどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいです。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 来年度についても、物価高騰が想定されますので、来年度についても無償化ということで予算要求させていただいていますので、また、議会の方で議論されたいと思います。

それ以降、令和6年度については、物価高騰や、そのとき、そのときの社会情勢を今まで鑑みますし、そのときの財政面のこともあるので、その時点、その時点でどうするかというのは検討していきたいと思っております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 そうですか、今、次長の方から物価高騰がと言われましたので、現実、物価高騰になっております。まだまだ上がるようなことを聞いておりますので、それはそのとおりだから、物価高騰が収まるのがいつか、物価が下がるのがいつかというのはもう未知の世界で分からないんですが、それまでは頑張っていたきたいとは思いますが、実際、無償になったというのは、それはいいのはいいんですけど、僕の個人的な思いでいうたら、無償というよりも、例えば1割でも5%でもいいです、やっぱり取った方がいいんじゃないかと思います。なぜかという、以前も言ったようなことなんですけど、あるところがコーヒーをサービスするということで、あのときには1杯5、60円のサービスだったんですけど、それをサービスすると言われたんですよ。そして、何が起こったかいうたら、カップ入りのコーヒーなんですけど、このカップがそこらじゅうにずっと並んだんですよ。ずっと、残ったんです、ちょっとずつ。ちょっとずつ残って、ただやからというようなことがあったので、この給食にしたって、全面100%無償化というのは、僕自身は個人的にはあまりうれしくないんですけど、ただ、無償と有償と比べたときに、やっぱりあのときの有償の方が、ちょっとした金額がついていましたので、それやったら無償の方がいいんじゃないかということで賛成はしたんですけど、個人的には、今言うたように100%無償というよりも、95%無償とか、5%は何とか集めるとかした方がいいんじゃないかと、個人的な考えがありますが、それはそれで、また、滞納につながったらあんまりよろしくないの、自分で自問自答している部分がありますけど、そんなことでございます。

そうしましたら、この項目の一番最後の、今回の大規模の給食、いわゆる彦根給食センターというようなことと、以前にあった甲良町の給食センターというようなことで考えると、お互いにメリットあるいはデメリットがあるようには思うんですけど、何か考えておられることありますか、見解をお聞きしたい。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 すみません。大規模給食と小規模給食のメリット、デメリットということでちょっと整理させてもらったのが、彦根市の給食センターを大規模と捉えて、彦根市の場合は各自校式でやっているの、それを小規模式と捉えてメリット、デメリットをちょっと整理させてもらいました。その回答でよろしいでしょうか。

○木村議員 結構です。おおきに。

○中川教育次長 まず、自校式でのメリットは、配送の手間がなく、適温で提供できる。学校と調理員とのコミュニケーションが取れる。独自のメニューに対応できる。食中毒が発生しても、被害は最小限にとめられると、これが自校式のメリットです。自校式のデメリットが、各校で給食調理室の施設、設備の維持管理が必要であると。各学校ごとの調理員の配置、衛生管理が必要やと、そういう管理をせなあかんと。食物アレルギーの対応や異物混入の防止等について、学校ごと、個別ごとの管理が出てくるので、それが手間がかかるということです。

センター方式にした場合、メリットですが、大量調理により、作業効率がよく、無駄が減らせる。管理の一元化によって、衛生管理、食物アレルギーの対応、異物混入の防止等を徹底できる。保温できる食缶、保冷剤を使用するので、適温で提供が可能やと。センター方式のデメリットですが、給食運搬に係る経費がかかると、配送料などです。料理から喫食までの時間は、自校方式よりも長くかかると。食中毒が発生した場合は、被害が自校方式よりはちょっと多くなるのではないかと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。今思ったんですけど、今の答弁の中にもありましたけど、いわゆる彦根のセンターから作って一番遠いところはどこまで配っておられるのか分からんですけど、料理が冷める、冷めんというのがあるんですけど、それは、甲良においては、問題は発生しておりませんか。

○宮崎議長 教育長。

○青山教育長 私も給食は中学校の方で食べますけども、そう多くは、そういうことは聞いていません。食缶等も保温できるやつなので。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。いろいろメリット、デメリット、おっしゃってくだ

さったので、そのとおりなんだなと思いましたので、現実、今、彦根の給食センターとなっておりますので、そのように、いい方に考えていっておられると思うので、その部分にはお任せという部分があります。

そうしましたら、最後の項目に行きたいと思います。いじめ不登校という問題についてちょっとお尋ねします。この問題、私自身久しぶりに上げたんですけど、まず1番。昨年度の全国小学校で認知したいじめの件数が約50万件と新聞紙上に載っていました。これは軽いものを含めてと書いてあったので、そのとおり書いたんですけど、何が軽いものかというのは、中身はちょっとよく分かっていないんですけど。暴力行為が4万8,000件、過去最高だったと載ってありました。中学校のいじめが約10万件、暴力行為は約2万5,000件と書いてありました。本町では、小学校、中学校、どんな状況ですか。

○宮崎議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 昨年度の生徒指導の問題の調査の結果ごとに報告させていただきます。小学校のいじめ件数、認知件数といいます。これが、冷やかし程度を含めまして、年間2校で178件となっております。また、中学校の方は13件となっております。それから、小学校の暴力事案の件数ですけれども、これが146件、これも軽く押されたとかいう程度を含みます。中学校の方は11件ということで、これは器物損壊も含まれています。

以上です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。最初に、全国の規模のことが載っておりましたので、そういうふうにお話しさせていただきましたけど、いじめ認知件数と言われましたか、小学校で178件。その中身は、いわゆる軽いところから、ちょっと重たいところまであるのかなと思うんですけど、あるいは暴力行為というものもあるように報告を受けましたので、小学校でのいじめ行為とか暴力行為と、中学校に行ってからはいじめ行為、暴力行為というのは、中身が大分違います。いわゆる、個人も小学校と中学校とではかなりの差があるかと思うので、減って当たり前だなとは思いますが、逆に中学校でのいじめ件数とか暴力件数は少ない数字は言ってくださったんですけど、これはあってはならないことだと思うんですけど、対策としては、どのようにされておられるんですかね。

○宮崎議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 中学校の場合は、いろんな学年の教師が見ています。これはもう休み時間から、授業中から、常に学年で空き教師が、職員室に戻らず、その学年の廊下、教室をくまなく動き回り、生徒を見ており、そういう行為がないように、事前に防止しているという状況が続いています。

- 宮崎議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、2番なんですけど、いじめ問題という部分での担当が、どうやら新聞でいきますと、各校におられるようなことが載っておったんですけど、甲良もあるんですか。あったら、どなたが担当してくださっているんですかという質問でございます。
- 宮崎議長 学校教育課長。
- 寺田学校教育課長 各学校には、生徒指導担当教員がおります。それから、いじめに関しましては、教育相談担当教師がいます。この2名が連携を取りまして、このいじめの問題に当たっているというところです。
- 宮崎議長 木村議員。
- 木村議員 分かりました。ありがとうございます。3番の質問に移らせていただきたいと思えます。不登校というのが、また載っておりました。全国の小中学校で約24万5,000人の不登校者がおるといようなことが新聞紙上に載っておりました。本校の状況を教えていただきたいと思えます。不登校。
- 宮崎議長 学校教育課長。
- 寺田学校教育課長 これも小学校、中学校、分けて報告させていただきます。まず、年間90日、1年間90日以上休むという生徒につきましては、小学校は1名、それから中学校は2名となっています。それから、もう1つ、指標で年間に30日以上という指標があります。これでいきますと、小学校の30日以上が13名、それから、中学校の方は17名という結果になっています。
- 宮崎議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。そうすると、最初に聞いた90日間以上の人が小中で1人、2人という数字をおっしゃってくださったんですけど、30日になると、13人とか17人とか、ちょっと数が増えちゃったんですけど、後のフォローはどのようにしてくださっているのかな。
- 宮崎議長 学校教育課長。
- 寺田学校教育課長 フォローにつきましては、各担任、それから、学年担当の教師が、ほぼ毎日家庭訪問等をしていきますし、長い子には、タブレットがありますので、タブレットを貸出ししまして、それで授業に代わる学習をしているという状況で、学習面では一応フォローしているというふうになっております。
- 宮崎議長 木村議員。
- 木村議員 今、言ってくれたんですけど、タブレットを渡してというようなことなんですけど、タブレットやったら、もちろん家でできると言えるんですけど、やらはるんですかね。タブレットを渡して、何というのか、授業をしておられると思うんですけど、それは問題といえば問題はなしなんですか、大丈夫なんですかね。コロナで、タブレットで家で勉強しているということが、

小学校、中学校だけじゃなく、大学まででいろいろとあった今日この頃のコロナ状況ですけど、タブレットで小中、オーケーなんですか。

○宮崎議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 オーケーというのは、学習面の中身ということですか。

○木村議員 はい。

○寺田学校教育課長 もちろん、タブレット学習だけではもちろん不十分ですけども、例えば小学校ですと、コロナで休んでいるという子に対しては、授業の様子をタブレットで映しまして、生で配信して、各家でそれを見て学習すると。その後また、教師が家庭訪問をしたときに、フォローしながらという、あるいは登校してきたときに、そのノートの提出を求めたりとかいう形で、学習の保障をしているということがあります。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そういう方法もあるというようなことだけ、ちょっと覚えておきたいと思いますが、先ほど報告がありました30日以上ということで、小学校13人、中学校17人と言ってくれはったけど、今現在もこの数字ですか。もう今現在は、かなり解消されているか、どっちなんでしょう。

○宮崎議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 ちょっと今現在の数字を集めていませんので、これは昨年度の状況ですけども、変わらない状況かなということで、例えば、コロナが不安で休んでいるという子が、実は小学校ですと13名中8名がそのコロナ不安になっています。中学校ですと、17名中3名はコロナ不安になっています。その辺の数字は減ってきているかなと。昨年の今頃の状況ですと、学校に行かすとコロナにかかってしまってという不安があって、親御さんが行くなということがあったんですけども、それは若干減っていますので、改善傾向にあると考えています。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そうしましたら、また機会がありましたら、今年のことを来年にでもまた聞くかもしれませんので、それがゼロ近くの数字になった方がうれしいので、そうなっていることを祈って、この質問を終わります。

次、4番目です。以前、スマホの持込み問題を私、取り上げさせてもらったことがあるんです。そのときには、スマホは学校に持っていったら駄目だという時代で、保護者の許可があったら持っていただけ持って行って、本体は学校が預かるというような答弁があったように思います。でも、いつの間にか知らんけど、1人1台のタブレットという時代になってしまっております。ですから、いじめ問題につながったのではないかというような質問をしたことがあっ

たんですが、このところ1人1台タブレットを持つようになったということで、ネットのいじめも、全国で新聞に載っていますけど、2万件を超えたというようなことを書いてありました。本町では、タブレット、スマホのいじめというのは、状況はどうでしょう。

○宮崎議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 タブレットを授業中使っていますけれども、そのタブレットで、チャットとって会話的なことができんことはないんですけども、セキュリティが大分上がっていますので、自分がしたいな、送りたいなという相手を特定できない。相手の住所が分からないという状況にあるので、ほぼ不可能ということもありますし、学校の方でも細かい指導を随時やっていますので、そういうことが今、現在起こっていないという状況です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次、5番。タブレットは1人1台ずつ配られておるんですけど、使用の頻度の問題がちょっと新聞にまた載っておったのでお聞きしたいんですけど、学校内のネットワークの環境問題とか、いわゆる先生方だと思うんですけど、先生方の研修する、勉強する機会が少ないようなことが載っておりましたけど、本町ではどんな様子でしょうか。

○宮崎議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 まず、タブレットの使用頻度についてですけれども、これは基本的に毎時間、タブレットを子どもは使っています。ですので、使用頻度については問題ないかなと思っていますし、中学校なんかだと、5教科以外の教科でも、体育だとか家庭だとかでも使っていますので、かなり有効に使わせていただいております。

それから、校内ネットワーク環境ですけれども、昨年12月に各校とも通信容量のアップと、それからルーターというのを新しくしてもらいましたので、これについても、現在ところ問題なく動いているという状況です。

それから、最後に研修機会ですけれども、本町では、ICT支援員さんを雇っていただきまして、この方が毎週1日は、各学校を回ってもらっています。教師の技量に合わせて、この支援員さんが適切に指導してもらっているということがあったり、学校の研修会の講師役をしたりとかということで、それについても十分じゃないかなとは考えております。

以上です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、最後になります。4番で、スマホのことを言ったんですけど、これも新聞に載っておりました。スマホに

よるSNS、私はやったことない部分ですけど、ソーシャルネットワークシステムか何か言うんですかね。SNSによるいじめのことが載っておったんですけど、この関係での本町の状況はどうですやろ。

○宮崎議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 スマホは、多くの生徒が持っている状況があります。そのSNSを使っているという生徒も多いんですけども、学校におきましては、各教員が細かなみとりと教育相談とか、それから、保護者との連携を密にやっております、いじめにつながらないような最善の努力をしているところです。ですので、現在のところ、本年度、各校からの生徒指導の報告には、この件数は上がっていないというところでございます。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、最後ですけど、学校関係のこと、給食の関係と今のいじめ、不登校の問題について、いろいろと質問させていただきましたが、また、ご時世にも、全国的なものにももちろんよるんですけど、今、情けないというか、コロナ、コロナで何でもかんでも解決、解決じゃないんですけど利用する、コロナということを利用するような風潮がありますけど、それも一難去ったときに、またどんなことが起こるかということちょっと考えておるんですけど、何事もなく普通に過ごしていければと思ひまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮崎議長 木村議員の一般質問が終わりました。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 それでは、早速質問に入りたいと思います。東小学校の学校の施設の修繕についてということですが、ちょっとひと月、ふた月ぐらい前になるかな、東小学校の川掃除の方にちょっと寄せていただいたときに、学校長としゃべったところ、正門横の石垣がちょっと、コンクリートが道に外れているようで危険な状態でないかなということちょっと聞いたんですが、今朝方ちょっと教育長に聞きますと、何かビオトープのときにやり直した経過があるということ聞きましたが、それにしてもちょっと私も気になったもんで、また昼休みちょっとのぞいてきたんですが、確かに石というか、昔の、私らが子どもの頃から積んである、昔の私の時代の小学校の正門側ですよ。だから、もう古いんです、確かに。石を積んで、その隙間を何かコンクリで埋めてあるというような感じの石でありますので、確かに老朽化とか、古いのは古いので、危険な状態は危険な状態だと思います。

それと、今言うてる、その石の裏側に何か木をようけ植えてあるんですよ。その木は枯れかけているんやけど、何か根だけ張っていつている。根だけがど

んどん広がっている。ただ、そういった意味で、石を押していくいうのかな。どうしても上の切石なんかも見てきたけど、やっぱり大分ずれておる。まっすぐじゃなく、もうつながっている状態じゃない、全く縁が切れている。そういう事もありましたので、危険では確かにあるということでもありますので、やっぱり、たちまち、また地盤もよく、いまだ地震とかで災害はないんですが、なつてからでは遅いので、何か今、即今、やっぱりやばいというか、危ない箇所に関しては修繕をお願いしたいなという思いでありますので、どうですか。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 今、議員が言われたとおりであります。議員に場所を聞いて、校長先生立会いの下、現場を確認させてもらいました。今、言われたとおりでありますので、なかなか大規模改修まではちょっと今の時点ではということもありますので、現場を見ていくと、道路側溝のところも一部壊れていますので、一応、建設課の方とちょっとしゃべらせてもらって、そこを修理するときと一緒に目地詰めなんかを石の間にできるとええかなとは思っております。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 すいません、早急にといふとあれだけど、即今、私も今見た感じ、何べんも言いますが、もう私の子どもの頃からあのままの状態ですので、今どきやっぱり修繕するにつけて、もうやっぱりやり直す、新しくやり直していく方がいいんじゃないかなと思うので、危ない箇所に関しては、たちまち見て、直していただきたいなという思いです。

というのは、甲良中学校の前、昔と違って明るくて、何か物すごい見通しがよくなって、学校ももちろん新しくはなっているんですが、やっぱりあの美しいコンクリートでフェンスをつけただけで、何か学校が新しく見える。そんな感じで、今、東小学校にしても立派な学校でありますので、もう今の表の石垣というか、昔のころの、図書館になっておりますが、図書館の玄関先が今の旧の県道、今、町道になりましたけど、あれがそうなんですけど、やっぱりもう今の時代に似合わない。もう何か木の根っこだけがぱっと張って、枯れ葉が全部水路に落ちます。やっぱりああいうのは、もう徐々に、もう修繕はそこそこに、修繕と書いてありますけど、修繕はそこそこにしていただき、今言うビオトープかな、もう正直言うてはやらないというか、もう意味がないような感じがするので、あれを後はやっぱりきちっとやっていただいて撤去して、やっぱり駐車場が、今、目の前に図書館があるので、運動会とかそういう何かあったときは図書館の駐車場を利用させていただいていると思うんですよ。東小学校の場合はね。やっぱりそういうのを考えると、後は駐車場にできるような、樹木を起こして、やっぱり新しいブロックで明るい外壁にしたいなという思いなんですけど、そういうふうにできたら、これからお金をかけていただきたい

いなという思いなんです。その辺、もう私も古いものに金をかけてもあかんで、新しくなっていく方にお金をかけていただきたいいなという思いなんですけど、教育長、いけますか。

○宮崎議長 教育長。

○青山教育長 ありがとうございます。私も回らせていただいて、東小学校のちょうど校舎の北側になると思うんですが、暗いので、ビオトープの保全が何か今うまくできていませんし、数年前にビオトープが、平和堂が補助金を出してやってくれということでやったところなんです。今、丸山議員がおっしゃるように、今後ちょっと何年かかるか分かりませんが、先の長期の計画で、やっぱり東小の周辺、修繕していかなきゃならないと思っていますので、今後の計画の中に入れてたいと思っています。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 すいません。そういったことで、やっぱり明るくなるような、今どきの外壁にしていきたいなという思いであります。

それとプラス、同じように見ておったら、グラウンド排水溝がU字溝がずっと並んであるんですけど、それも今言うている、もう何十年も植わっている樹木、木の数も見てみると多いのかな。多いというか、もう間がないぐらい、松の木なんかでも、物すごい太くなって、立派というか大きくなっているんですが、その根がずっと張って、見たらU字溝が浮き上がっているんですよ。浮き上がっていたら、そこでもう水が流れませんよね。そこにまた、グラウンドの砂とかなんとか、枯れ草とかが詰まって、結局もうグラウンドの排水はもう全然できていない状態。あれとしては、もう間引いていくとか、グラウンドの木、例えばずっと並んでいたから、間、間でも間引いていくということではできひんのかな。あれは、やっぱり昔の人が植えたもので、抜くということができひんのかどうか、ちょっと分からんけど、あのままでは排水が全くできてない状態なんです。その辺どうですか。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 この件も教頭先生が担当やったみたいで、教頭先生と一緒に回ったら、今言われたように、U字溝がグラウンドに。

○丸山議員 並んでいますよね。

○中川教育次長 実際、もう土で埋まったり、枯れ葉で埋まったりしています。ちょっとこういう話があるよという話をさせてもらって、それはもう先生方の理想は、今、議員が言われるように、すかつきれいにしてほしいというのが、実際、そういう話が出ています。ただ、そうなる就先ほども言いましたけど、大規模改修になるので、即今どうのこうのいうのはもう実際無理なので、いったんはU字溝に土が埋まっているので、一ぺんその土を取ってもらえんかと、

枯れ葉とか。いったん、そういうふうにして清掃していただいて、実態を一ぺん把握してもらおうかというような話を教頭先生として、いったん出してもらうかという話になりましたので、いっぺん掃除してもらって、ちょっと様子を見るというようなことで、学校の方とは話ができております。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 次長、もちろん排水の掃除ももちろんなんですが、今言うように、したところが、もう木の根っこが延びてしまって、U字溝が浮いているような状態なんですよ。だから、掃除しても水が流れへんさかいに、やっぱりすぐ埋まるんじゃないかなあという思いなんですよ。あれを逆に、めくらというか、中学校のグラウンドなんかはしてあると思うんですよ。目くら暗渠というて、穴の開いたパイプをずっと埋めて、周りを砂利で埋めて、水がそこへ吸っていく。そういうものに切り替えていかんと、今の状態、樹木が抜けないというのやったら、やっぱりそういうような他の方法を考えていかんといかんのじゃないかなとは思っていますよ。

それはやっぱり、私も何回か、2年ほどコロナ禍では学校には行ってへんのですが、運動会とかの国旗なんか上げますよね。あの国旗も上がっていたら、上の方は木で、全然見えへんぐらいになるんです、上の方まで上がっていくとね。だからやっぱり、あれはもうやっぱり間引いて、もうあれも大規模というか、もう枝払いとか、もうあれも間引いていかないといけないなという感覚でいるんですよ。今、もしあの川の掃除をするとか、排水路の掃除をするというのは、学校内でできるんですか。もしするとなった場合は。業者に頼むとか。

○宮崎議長 丸山議員。何とか暗渠、不適切発言になりますので。

○丸山議員 目くら暗渠、あかんで。

○宮崎議長 差別発言になります。気をつけてください。

○丸山議員 そうですか。すみません。暗渠と言わなあかんの。すみません。

○宮崎議長 その前の言葉が不適切です。

○丸山議員 申し訳ない。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 U字溝の掃除の話は、P T Aの活動とかのときに、今年はやってもらおうかというようなことで、いったん掃除してもらおうと、どこのU字溝がこういうふうになっているというのがはっきりするので、というようなことで、そういう確認を今年度はしてもらおうかというような話にはなっております。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 すいません、ちょっと少し前の発言に、申し訳なく、ちょっと間違った発言してしまったことは、非常に申し訳ないと思いますので、先にこれは

すみませんでした。謝っておきます。

そういうことで、掃除をすれば何か見えてくるところもあるかもしれないので、即今、それで迂回というか、できて流れるのであれば、またそのような方向でもいいと思うんですが、昔から私たち子どもの頃は、1年に一ぺんぐらいは、私らが子どもころには中庭に琵琶湖の形をした水槽とかがありまして、それは子どもで掃除をしたことが、一ぺん水を抜いて、子どもだけで掃除をする。もう1つの中庭には、ビニールハウスかそんなところで栽培したというような。今の小学校の新しい正門側に、アヒルが池にいたり、昔はそういうことがしてあったので、そういうのは子どもの頃に、やっぱりこの授業の一環というか、そういう掃除もしたこともあるんですが、取りあえず掃除をするということをやってみたら、それは駄目だと私も言えませんが、取りあえず掃除をしていくという方向で、まず、水が通れば一番いいんですが、その辺、何とかええように検討していただきたいなと思います。

しかし、最初に言うた、正門横のやっぱり石垣が積んであることに関しては、やっぱり子どもとかに、もしあんな石がころがったりすると、具合が悪いし、毎年、毎年言われていた、石が積んである、植えてある木の枯れ葉が必ず水路に落ちる。そこへまた、泥が落ちてきて詰まって、もう大変なあれになりますので、その辺も、先ほども言いましたが、大規模改修まで言いませんので、危険箇所に関しては修繕していただきたい。今後は、やっぱり明るい外壁になるようにお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

次に、2番の保育園の通園バスについての、園児の置き去り事件とか事故、事件やね、これ。事件とかそんな感じになっておりますが、テレビなんかでも、ずっと報道されておりますが、保育園バスの園児の置き去りということで、昨年は福岡県、本年度は静岡県でテレビ報道でもやっておりました。まだこれ以上なくなるというところまでいきませんでした。小学生ぐらいの子どもがバスの中で横になっていたら、目が開いたらバスが止まっていた。それは何か親御さんに携帯電話をかけて、何か自力で脱出できたというようなことをテレビの報道なんかで私も見たんですが、その後が続いて、何かお父さんが3人の子どもを学校に2人は降ろしてあって、1人の子どもは自分のワンボックスカーの後ろで、降ろしたつもりであったとか、そんな事件で亡くなっているという、こんなことがあってはいかんことなんですが、実質やっぱりこういうことがありますので、こういうようなことが報道されておりますが、やっぱりこんなことを国や県から、何か報道を見ていると、子どもにボタンを押せるようにとかいうことを言うてますけど、何歳児の子がバスに乗っておられるのか分かりませんので、その子は自力でボタンを押せる状態なのかどうかも分かりませんので、何か国や県からの指導があったのか。それについての何か補助金を出

すからこれをつけてくださいとかいうあれがあったのか、ちょっと聞かせていただきたい。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 国や県からの指導ということで、国の方からは、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底についてという項目で、4点ほど通知が来ていまして、1つは子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しなさいと。

2つ目は、登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制を取るなどを徹底してくださいと。

3つ目が、送迎バスを運行する場合において、事故防止に努める観点から、運転を担当する職員のほかに、子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましい。子どもの乗車時及び座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有しなさいと。

4つ目が、学校安全計画危機管理マニュアルについて随時見直し、必要に応じて改定しなさいというような、4項目の指導の文書が来ております。

県の方からは、10月20日に両保育園を送迎バスの利用施設ということで、保育園実地調査が入りました。そこで、調査を受けております。この時点では、何も問題ないと言われております。

国の支援としては、送迎用のバスの安全装置の導入の支援、こういう補助金がありますよと、つくりましたよと。登園管理システムの導入支援、子どもの見守りタグ、GPSの導入支援、安全管理マニュアルの研修支援等をメニューとして用意しましたよというような連絡が来ております。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 そしたら、テレビなんかで報道されているように、今聞いておらずと、例えば何か降りるときの、先ほど私も言いましたけど、ブザーをつけるとかいうようなことに関しては、例えば私たちの方の保育園バス、西、東と2台ありますけど、そういうように何かそういう機械的なものをつけるとなった場合は補助金が下りるという思いでよろしいですか。つけた場合は。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 そういう支援があるということですので、そういうふうにはなるとおもいます。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 そしたら、町内としましては、そういうあれが出るということになったら、今後そういうのを活用して何か機械をつけていく方向で、町内の園のバスにはつける方向でいっているんですか、その辺ちょっと聞かせて。それか、

ほかに方法があるのか。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 一応、教育委員会の中で協議しているのは、そういう装置をつけるというような話もありましたし、バスの耐用年数がもう結構古いので、今回の過疎計画の中にそういう項目を挙げさせてもらっていますので、基本的には過疎計画、ここ4年の計画なので、その中で対応できるのかどうかというようなことを中で協議していかなあかんかなと思います。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。そういうようなことで、やっぱり私もほとんど2番の問題と一緒になんですけど、やっぱり町としても、こんなことは絶対にあってはいかんということではありますが、私がずっと見ている中では、西保育園も東保育園に関しても、必ず園長先生が乗っているときとか、園長先生が乗れないときは保育士が乗っているのも見かけるんですけど、私たちの町では最低限のチェックの仕方はどのようにやっているかというのをちょっと聞きたいのは、というのは、中には先生に聞くと、やっぱりバスに乗った瞬間に、子どもは疲れているのかどうか知らんけど、やっぱりごろんと横になって寝転ぶ子供がいるそうなんです、何人かね。そうすると、正直、5人乗せたけど、4人しか降りなくても、5人とも降りたような感覚のときもある、ないとは言えませんというのを聞いたことがあるんですよ。確かに、確認してきたところね。確かにそやけど、今、私が聞いているところでは、園に行っって聞いたところは、必ず後ろの座席から最後まで確認をしていますということは聞いているんですけど、それ以外に何か対応されているのかどうか、それだけ。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 通常はそういうふうに対応したり、いろんな対応をしていますが、それをちょっと明文化してもらって、ちょっとこういうふうマニュアルをつくってもらっています。

○丸山議員 両園に。

○中川教育次長 両園に。このマニュアルがある前からは、それぞれやっている行為なんですけど、漏れないようにマニュアルをつくって明文化してもらって、これで今対応してもらっているということと、朝9時半までに欠席の連絡がない家には、何か園の方から電話しているそうです。どうですかというようなことで確認していますし、教室内のホワイトボードに、園児の出席状況を書いて、職員間で共有しているというようなこともしております。あと、代理で教育委員会の事務局が運転に行ったりするときに、そのマニュアルどおりにできているかというのは確認させてもらっています。

以上です。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 教育次長、どこの学校というか、どこの園でも多分マニュアルというのは作成されてあると思うんですが、そのマニュアルがどこまで守られるかというか、どこまでできているかというのが問題のそこだと思うんです、まずはね。だから、そういった意味で、私も信じていますというか、園の保育士のことは、みんないい人に来ていただいて、もちろん運転手さんも一緒ですけど、確認なんかずっとやってくれているというのは聞いておりますし、このマニュアルがあるんですが、やっぱり、今のところ大丈夫なんですけど、やっぱりこういうことがあってはいかんで、今後も気をつけてやっていただきたいなというのがあると思いますが。

やっぱり、ほんまにあってはないような事件が立て続けにありまして、今言うてる、静岡県であった後ですよ。あった後に、また、小学生の子どもが携帯電話を使えるような子どもだったので、携帯でお母さんに電話して、自力で出られたので、まだ命は助かったというものの、自分の親が子どもを忘れていたとか、考えられない事件が起きているんですよ。だから、やっぱりこんなことが町であってはいかんで、何とか気をつけていただきたいなと。

私が一度、テレビの報道なんかで見たことを教育長の方に一言、こういうことを即今やっているよというのを言うたことがあると思うんですが、子どもを乗せたときに、そこで靴を脱いでいただく。これはテレビで報道されたことを私が今、聞いて言うんですが、バスに乗ったときに、5人か10人かわかりませんが、必ず靴を脱いでもらう。靴を脱いで、バスにずっと座っていつてもらう。降りたら、もちろん自分の靴をはいて降りますよね。靴が余ってなんだから、絶対全部子どもが降りましたよと確認もできるし、もちろん目視でチェックするのが一番いいと思うんですが、そういうようなお金もかからず、一番簡単に、今のところできる方法というのが、そんな報道をテレビでやっていたので、また、そういうようなことも、また、園の方をお願いをしておきたいなという思いであります。

そういうことで、一般質問は終わりますが、我が町でそういうことがないように、マニュアルをきちっと。

○宮崎議長 教育長。

○青山教育長 ご心配いただきましたとおり、園だけじゃなくて、小学校、中学校の預かっている子どもたちの安全というのは、やっぱり一に考えなありませんので、この事件、事故が勃発したとき、当初、校園長会を開きまして、すぐに確認をさせてもらうたのは、朝の登下校ももちろんですが、学校に登園、登校している最中でも子どもの把握をしてくれと言ったら、言い方は悪いですが、居場所確認をしてくれということとは徹底しましたので、今もそれは毎日、確認

させていただいているんですけども、今後も徹底して子どもの安全を確保したいと思います。

以上です。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 教育長、ありがとうございます。私が今、園のことも言うておりますが、前も一般質問させていただいたと思いますが、小学校の子ども数もかなり減っております。そういった中で、隣の多賀町なんかは小学校の子どももバス通学、犬上ダムの方からずっとやっています、遠いところ。やっぱり昔、私が子どもの頃には6年生のお兄さん、お姉さんが何人かいてて、小学校1年生の子どもの手を繋いで学校に連れていってくれたという記憶があるんですが、今、子どもの数が少ない。そこでもって高学年の方がおられる班がないとか、だから集団登校みたいなことを小学校でもやっているんですが、やっぱり集団登校となりますと時間に守れないと置いていかれる。もちろんそうですよね。8時に学校に着こうと思ったら、7時30分に出発せんと学校に間に合わへんから、どんどん行きますよね。そういった中で、やっぱり今後、私たちの町でもこんだけ人口が減ってきて、子どもの数が減ってくると、園だけになしに、小学校のバス通学もうちは考えていかななくてはならないような町になってきたので、その辺、安全を第一に考えて、今後もお願いしたいなと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

○宮崎議長 丸山議員の一般質問は終わりました。

ここで、しばらく休憩します。後ろの時計で、3時10分から建部議員の一般質問に入ります。

(午後 2時52分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○宮崎議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○建部議員 それでは、私から一般質問させていただきます。今日は、大きくは3つの内容でもって質問させていただきます。

まず、1つ目の国の臨時給付金対象外世帯への5万円給付事業の執行を問うということでの質問でございます。議員必携の11ページを見ると、議員の責務、そして、使命、職責、そういったものが書かれていました。そこで、ちょっと2つほど抜き書きをしたんですが、地方公共団体の長、すなわち町長は、議会の議決を得た上で、もろもろの事務、事業を執行することとされ、独断専行を許さない建前が取られているということが書かれていました。このことは、

さきの再議に付されて可決しました件、裏返して言えば、議会の議決を尊重する、そして、それを執行しないという独断専行は許されないというふうにも取れるんです。もう1つ、議会は、いかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならない、こういったことが、この議員必携の、まず、議会の使命、職責の中に書かれておりました。

そこで、議会の議決について、町長は異議がある、異論がある場合は、再議に付することができるという、これは地方自治法第176条に掲げております。これは町長の拒否権として、この再議が認められているわけです。さきの9月の議会で、臨時給付金の対象外世帯への5万円給付の修正案を、補正予算の修正を出させてもらって可決された。町長はそれに異論があるというので、再議に付されました。特別多数決による3分の2の賛成を得て、議決されました。そのことをめぐって、執行するやの、しないやのという話が飛び交いました。そのときに、町長の談話が新聞で発表されていまして。町長は、執行するか否か、また、スケジュールをどうするかなど、慎重に考えたいと、そのように新聞には応じていました。そこで、いつ執行するのか、いや執行しないつもりかというのを聞くんですが、若干、ちょっと文句をつけます。

私が、議員の皆さんと10月18、19日と、兵庫県の方の議員の視察研修に行きました。そのときに、19日、総務課長から私宛てに、帰ってきたら相談したいことがあると、協議したいことがあるので、ぜひとも総務課に寄ってほしいというので、研修が終わった後、私は議会の議員控室まで来ました。そこには、総務課長と前総務課長、今、教育次長ですが、2人おりました。この臨時給付金の対象外の5万円給付の執行について、実は関係課長会を開いたと。町長の意向は執行したくない、そういう姿勢を示しています。でも、関係課長会の課長の意見は、もう既にこのことは町民が知っている、町民が関心を持って見ている。それを執行しないわけにはいかない。ぜひとも執行すべきだという、関係課長会の意向でありました。町長は、それを飲んだか、飲まないか。でも、渋々であっても執行せざるを得ない状況に来ていました。

そこで、その2人の課長が、その執行についての相談と、もう1つは、国の給付金を、俗にいう補助金を使うことによって、それは200万円という所得制限、要するに200万円以下の所得の世帯に対して5万円の給付をすると。それは、国の給付金を頂いてということですので、これは甲良町からその分のお金は出しません。要するに、約400世帯、5万円ですから、2,000万円が国から出るようになった。私は、5,500万円の予算を修正し、そのうち2,000万円ですから、あと3,500万円で済むなという話。ですから、今度の10月28日の臨時会には、その200万円の所得制限のある400世帯、2,000万円の補正予算を見ているのでという話。その後、その残り

の人、対象外の人への給付については、申請がなかったとしても、もう自動的に町の方からその5万円を給付するという方法はどうかと私に聞かれましたので、中には辞退をされる方もおる。辞退をするというのも、その人の権利の一つですから、ですから、必ずしも皆さんが希望していただくというわけじゃない、中にはやはり、いや私は結構ですという辞退をされる方にまで、もう全て機械的にその人の口座に振り込むのか、ちょっと無駄があるなという話をしていました。でも、そのとき2人の課長は事務の省力化、要するに、その申請をもらって、そして、口座を確認して、そして、その人の口座に振り込んでいくという事務量を考えると、やはり、もう皆さんに一律に給付をする事務にしたいという意向を示しました。私はそのときは、もうどちらでもいいよと。いずれにしても、対象外の人に5万円の給付が実施されるなら、よろしく頼むと言って、その場は別れたんですが、実はこういう話が、10月19日の夕方に、この役場の議員控室であったんです。

そうしていると何かだんだん、実はその話が、この臨時会、10月28日、その200万円の所得制限をして、その人たち400世帯に5万円を給付するということが、各新聞社の受け止め方が非常に違っていた。読売新聞さんは、200万円の所得制限の5万円給付で決着と書いていましたね。私たちは、5,500万円の要求をしてというか、少なくとも対象外全員にという議決を再議でもってしている。なのに、町が10月28日に出してきた200万円の所得制限、そちらの方が優先されるような言い方、そういう新聞発表がありました。それでもって、200万円世帯の所得制限で決着というようなことが、町民の間に出ていまして、それはおかしいという町民からの批判もいろいろありました。

そこで、私は今回、そういうことじゃないよと。現に課長2人が、事前の協議の中で、町長は執行しないと行っていただけでも、関係課長会でぜひとも執行するべきだという課長の意見でもって、これを執行することになったと。ただ、その事務処理については、もう全ての人に一律にという方法でどうかというところまでの話を事務方では進めてきていた。それがいつの間にか、200万円の所得制限のそれだけになってしまった。そこで、町長。町長の胸の内は執行したくないという思いがあったんだろうけど、この事業、執行するんですか、しないんですか。聞かせてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 質問の補強として、1つに議員の使命、職責についてのご説明、それから2つには、福祉の立場から連続線上で、10月19日の課長を介しての課長調整というお話がありました。受けまして、再度、一般質問いただきましたので、町長として回答の整理をいたしたところでございます。いわゆる、当

初の5,500万円の5万円、非課税世帯の支給は一般財源であります。議決については、再議をもって、さらに3分の2の可決という経過があります。そして、課長の意見の、支給をするというところらへんについては、ちょっと私の捉え方は違っていたわけですが、いずれにしても、住民税200万円未満の生活応援給付金事業、これは10月28日の臨時会での補正予算で通していただいたわけでございます。

したがって、建部議員おっしゃったように、その当初の議決と、200万円未満世帯の給付事業、3,500万円残っていますよということの説明であります。一方で、町民福祉という町民の立場でどうするんだということをおっしゃいましたので、町にもこの件で投書がありましたし、それから、ヤフーニュースのコメントもありました。少し紹介させていただきます。「希望者に給付とあるが、お金が欲しくない人はいないし、みんながもらいたいに決まっている」「赤字財政なのに、なぜこのような給付をするのか。大なり小なり、貯蓄に回す恐れがある」「甲良町は、ほかに考えなきゃならないことがあるでしょう」「財源の厳しいのに、どうするんや」などでありました。振り返ってみますと、令和4年度の当初に、町として財政危機宣言をいたしまして、目下、財政健全化への取組を進めておりまして、少なからず一般財源という手当となると、財政の影響を考慮しなければなりません。

したがって、町長としては、5号補正予算、いわゆる10月28日の低所得者支援の臨時給付金、いわゆる200万円未満世帯の方に給付をする事業についてであります。4年度については、この事業をもって終わりとさせていただきたい。ご理解いただきますようお願い申し上げます。そして、令和4年度、新型コロナウイルス感染症対応臨時地方創生交付金を充当した26事業、総事業費1億4,207万2,000円の事業についても、完遂をいたしたいと考えております。重ねてご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 町長。ばかげた答弁するんじゃないよ。この件は、議会で再議にかけて、そして、特別多数決でもって議決した内容。その議決されたのを、いつ取消手続があった。それなのに、それは執行しない。やっとな音がしたね。今、誰かの投書か何かを読んでいたけど、町民さん、人それぞれ意見がある。財政危機宣言を出したというものの、町長、あんたこれは大きな誤算だよ。令和4年3月31日までの、俗に言う令和3年度内における財政調整基金3億1,046万円しかなかった。その時点で、町長は財政危機宣言を出した。早まり過ぎたというか、早とちりというか。その半年後の9月議会、決算、令和3年度の、もう最終の言うたら決算ですから、出てきました。何と財政調整基金が、2億6,486万円も増えたんだ。結局は、町長は3億1,000万円しかな

い、財政危機宣言を出したけど、決算によると、そのときの財政調整基金は5億933万円もある。その3年度末、令和4年3月31日に、そういう決算の見込みを立てていけば、こんなミスはない。その年度末に、僅か基金が3億円しかない、それでもって、滋賀県における町6町は10億円の調整基金を持たないかん。2万数千人の日野町やら愛荘町と同じように、6,400人の甲良町も10億円という基金を持たなきゃいかんということで、財政危機宣言出した。これは間違いでしたね。早まり過ぎました。実のこと、その年度末には、5億933万円の基金があった。そういう中で、危機宣言を出しました。それでもって、町民さんは赤字決算の、また赤字の甲良町に、なぜそういう給付金を出すのか、5,500万円ものという、一部ではそういう批判もあったでしょう。でも、9月議会の修正案は、そういう対象外の方々にも、せめて子育て世帯、非課税世帯が10万円プラス5万円という給付金を頂いている。その3分の1額、2分の1額の、せめて5万円でもというので、9月に修正予算を出した。それも、再議に付されて、3分の2という多数決でもって、その議会の議決が無視されるということは、町長どういうことか。

後でも言いますが、町長は、議会には謙虚で真摯に誠意を持って対応しますと、文書にまで書いて、そのことを議会で言われた。その姿勢と裏腹じゃないのか。これは断じて許すことはできません。課長2人が、事前の打合せに来たときに、町長は執行しないと行ったけど、その課長会では、やはり町民が知っているし、関心を持っている。町民に対する、私の言葉で言えば裏切り、背信行為だよ、これは。何のために関係課長会をもって、どうしようかという相談をした。そのときには、こういう形で執行したいというのまで、提案してきた。それが一夜にして変わってきている。前から言っているね。朝令暮改、朝言ったことが夕方には変わる。町長には信念がない。優柔不断、おのれの信念、中心、芯がない。言った言葉に責任を持たない。それが、夕方には変わる。今日、夕方言ったことがあくる朝には変わるという、そういう性格の持ち主、町長。その町長には、もう任しとけないんだ。いずれにしても、私はここで、いつ執行するのか、いや、しないつもりかということを知ろうとしたら、もう結果的にはしないということの返事をもらったので、これに対する私は対抗措置を考える。

続いて2番目。町長の給与減額をめぐる知事裁定が棄却されたことを問うと。これについては、もうご承知のように知事の裁定は、本件審査の申立てには理由がないから本件審査の申立てを棄却すると。町長提案の本件条例案について否決すること自体が議会の権限を超え、また、法令に違反するものと判断できる事情はないと解すべきであると書かれて、結局は、町長の申立ては棄却された。さらに、第6の付言には、町長と町議会が真摯に協議し、建設的な議

論を重ねることが望まれると、そういうことまでつけてあった。そのときも、町長は新聞には、裁定書の中身を熟読し、適切な判断をしていくとコメントしている。町長、その結論をどうするかという判断、結論は出たのかな。聞かせてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 さきの質問のコメントをしておきます。確かに財政調査基金は、決算によって積立金がありましたので、3億1,000万円が積み上がって、5億900万円ということであります。もう一つ、危機宣言のときには、経常収支比率、実質公債比率が高いという甲良町は非常に財政が脆弱だと、構造的に厳しいということもありまして、全体的に危機宣言をして改善に取り組むというスタンスで臨んでいるわけであります。

それから、ただいまのご質問でございますが、私は、議会の権限を超え、法令に違反するとして、県知事に2度目の審査申立てをいたしました。内容は今ご説明いただいたとおりで、しかし、今回は議員発議ではなくて、町長提案の議案を議会の議決事項として議決権を行使したまでとして、申立てが棄却されたところでございます。私としては残念であります。この知事裁定を受け止めているところでございます。

それから付言につきましては、記されているとおりであります。知事申立てに至った経緯については、事態解決に至らなかったもので申立てを行ったという背景がありまして、この付言については客観的に書かれておりますが、町長と議会の関係は、すぐさま協議改善とは今後もなっていないと思っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 今の答弁の前に、先ほどの財政基金の話を出しました。これは中日新聞、湖東の1市4町の平成21年度の決算、経常収支比率いずれも改善となって新聞報道されている。その中に甲良町はどうかといったら、甲良町は実質収支は1億3,000万円の黒字となったと書いてある。実際、甲良町、黒字だよ。それを赤字決算だと言って、財政危機宣言を出して町民をあおっている。甲良町の実態はそうなの。町長、その認識はないのか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 厳しいから財政危機宣言をいたしましたので、単年度、予算、決算では繰越金があり、余剰金が出て、そういう結果になったということでもありますので、今後、それが急速に改善するというということではなくて、年次、年次合わせて、財政の健全化をめざしていくという基本的な方向は、それで間違っていないと思っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、財政危機宣言を出したのは、ちょっと早とちりと

いうか、早まり過ぎた。実際の甲良町における令和3年度の決算というのは、そんな状況じゃなかった。少なくとも3億円しかない貯金が5億円を超える貯金が出ていたという結果になっているという読みが甘かったというのは、町長、そのことは自覚せないかんと。

それで今のこの2番目の件。要するに、実は自治法では176条第7項に、裁定に不服があるときは、裁定のあった日から60日以内に裁判所に出訴することができるかとあるんですが、先ほどの言葉からいえば、町長はもうそれをする必要がないと考えているんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 出訴はいたしません。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 当たり前だろう、できることじゃない。いずれにしても、これとて町長は議会に対して、その裁定を謙虚に受け止めて、議会にご迷惑をおかけしましたという謝罪ぐらいは一言言っとかないかん、今までに。こうして再議にまでかけ、そして知事に訴えている。それが、棄却された。そして、自分としても、そういう思うことがあったなら、議会に対して、こういうことで議会の皆さんに迷惑かけたと、なぜその一言が言えなかったのか。どうだ。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 そこまで気が回っておりませんし、それから、申立てについては、ルールでやらせていただいたと思っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 これも私はあきれて、物が言えなかったんですが、前のときの裁定で味をしめて、次もやったら勝てるかなあというような思いで出した。それが棄却された。町長、いい勉強したな。

次、3つ目に行きます。野瀬町長の進退を改めて問う。先ほどのことがあるんですが、7月の臨時会において、町長の辞職勧告決議を出しました。9対1で可決されました。どういう内容で辞職勧告決議をしたか。この甲良の議会だよりの98号で、そのことが克明に書いてあります。甲良町長の辞職勧告決議、理由は約8つほど挙げてずっと書いています。もう今の町長では、この町政を進めていくのは困難であると、もう町の発展は町長でなし得ない。直ちに、辞職することを強く勧告するという提起をしたら、9対1で、それが出てきている。その7月に出された勧告から、今で5カ月たとうとしていますけど、その間に、さきの2件というのは、国の臨時給付金の対象外の5万円の件、そして、町長が知事の審査申立てをした件、いずれにしても、町長に対する、ましてや再議までかけて、そういう議会の決議の重み、そういったことが、完全に無視されたと、その行為、そして、知事に裁定を仰いだその件についても、欲の塊、

自分の給料を元に戻したいという単なる金銭的な欲求のために、こういう審査申立てをしたと、そういうこと。

ここでは、7月以降、2件等の事件が惹起と書いているんですが、もう1つある。私はこの質問の通告書は、11月22日に出しています。正式には、町長は、議会運営委員会と2日に行われた全員協議会でその報告がされている。それは、車検切れの公用自動車の運行について。議会の事務局からは、これは新聞発表11月17日にやっています。新聞発表する前に、議員さんに一言、耳に入りたいというので、16日に各議員に車検切れの公用自動車を運行していましたと。内容は細かくは言いません。ただ、そういう事件がありましたということだけが、各議員に届いた。でも、正式には議会の運営委員会といっても僅か5人、議長含めて6人の場です。正式には、この前の2日の全員協議会で、実はこの話も、町長は挨拶の中で車検切れの公用自動車を運行していました、誠に申し訳ないですという挨拶の中でおわびをしたという。西澤議員が、総務課長そして担当2人が、3人が立っている中で町長がなぜ立たないんだと、西澤議員から指摘があった。まさにそのとおり。正式にこうして議会に報告するとき、町長自らが率先して立って、誠に申し訳ない、今後こういうことは一切ないという決意を述べないかん、そこに。それを総務課長に言わせて、担当2人が後ろで立っている。本当に町長、あんたこれ、西澤議員が指摘したように、本当に責任を感じているのか。

私は、この件は昔から総務課に総務主任という係を置いて、実はそういう消防関係の事務をやらせていた。その担当が、責任があるのは間違いない。結局、その担当の職務怠慢、要するに与えられた自分の職務の自覚と、その責任がない。それから起こってきている問題。もちろんその担当が一番悪いよ。悪いけれども、甲良という、今から14年前に、町長が苦い経験のある官製談合疑惑事件があったとき、中日新聞のある記者が、甲良町には独特な風土があると、いい風土じゃないよ、悪しき風土。要するに、官製談合疑惑事件のような、そういうものを犯す風土がある。これは、役場の中に、そういう職場環境、風土があると言われた。確かにそう。今の甲良町には職務怠慢、そして、そういう責任のなさ、仕事がスムーズにまともにできないという、そういう職員もいる。その中で、そういう悪しき風土が培われてきたと思う。

だけど、町長は5年前、行政力の再生、職員力のアップを公約に掲げて、それをやってきた。実際に何もやってない。この5年間、町職員の能力アップに対する取組、町長、そういう思いで職員の指導監督をしてきたか。一切ないだろう、そういうことが。この件は確かに担当者の責任があるけれども、そういう職場環境なり、そういう風土を改善してこなかった町長に一番責任があるんだよ。町長が行政力の再生など、職員力のアップと言いながら、何の取組もし

ないで、そういう職場環境の改善もしない。職員の能力アップ、どうしたの。その町長の指導監督が一番の原因だよ。もちろん担当者も悪い。悪いけど、担当者がそういうことをぬかってきたという風土をつくってきた、環境をつくってきたというのは、これはもう全ての職員に言えることだけど、そういう甲良町の役場の環境、風土というのがある。その改善に取り組んでこなかった町長に一番責任があると私は考えている。

担当職員の長期休暇、復職後もその執行状況が確認されない。確かに、その職員の職務の在り方、仕事の在り方、その仕事に対する義務感、責任感、そういったものが欠落している。そういう職員に育ててきた町長にも責任があるという、そういう自覚を持っているか、町長。答えなさい。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 大変申し訳ありません。私の謝罪の仕方が不適切だったというご指摘も含めて、今回の車検切れについてもおわびを申し上げましたが、根底的には、次々と問題を発生させているという点については、改めて大変申し訳なく思っているところでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 上2件と今の公用車の車検切れの件、この3件が、実はその7月以降、町長に出てきている話。7月の時点で、辞職勧告決議を議会が出して、9対1で可決された。それから、町長、努力をされて、何とか名誉回復、行政力の再生なり、職員力のアップに努めてきたかと思うと、そうじゃない。結果的には、より悪い方向に町長、進んでいる。もうこれ以上、町長に任せるわけにいかない。直ちに、この議会でもって、町長の辞職を強く求めますが、町長、どうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 質問、いろいろいただきました。基本的には、議会に対しては、議員が申されましたように、誠心誠意、向き合わせていただいていると思っております。ただ、給付金事業、それから、知事裁定の件、それから車検切れ、3つ、ご指摘をいただいているところです。今までもそうですが、当然、行政実務というのは、法令遵守というのは、基本中の基本でありますので、これからも法令を逸脱しないという基本中の基本で、行政運営に当たらせていただきたいと思います。したがって、今後も本町の課題に取り組んで、それぞれの課題が前進するよう一層努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 町長、もうあんたには無理なんだ、できない。限界。要するに、それだけの、口では視点をちょっとそらしてべらべらとしゃべることがある。だ

けど、あなたの発言なり、あなたそのものに芯がない。要するに、これをします、あれをしますと言っても、したためしがない。この5年間、何をした。自分はこれをしましたという業績になるようなことが何か1つあるか。何もできていないんだよ。もうこれ以上待てない。私は、この件については、また、議員さんと相談します。でも、私は12月、この議会を限りに辞職することを強く求めて、質問を終わります。

○宮崎議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここで5分間休憩します。

(午後 3時58分 休憩)

(午後 4時03分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番 阪東議員の一般質問を許します。

6番 阪東議員。

○阪東議員 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、質問の方をさせていただきます。

まず、1番目に、除雪対応に問うというところで、昨年、年末年始は積雪が過去に例を見ない降雪で、12月27日から国道8号線も50キロメートルの停滞ということで、近江鉄道も脱線したという、再開のめどが立たないほど大雪に恵まれて、恵まれてというか交通が混乱いたしました。また、被害の方も当地区については、ハウスの倒壊や、そして住宅のひさしの折れなどが多数発生しました。建設業や区の団体の皆さん、町民の皆さんが除雪に協力されて、他の市町からしますと、除雪状況がかなり進んで、町内は大きな混乱がなくて、よかったなと思っております。そういった中で、昨年の状況を踏まえまして、質問の方をさせていただきます。

まず、①に、今年度、除雪業者の準備はどうかというところで、お聞きをします。延長距離は昨年と変わりますかということと、業者選定数は幾つになっているかということについて、お聞きしたいと思います。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 今年度におきましては、各集落からの協力もお願いしつつ、町の除雪路線としては延長で41.5キロメートルでございます。委託業者につきましても、13社で契約を予定しております。延長距離につきましても、今年度から集落での協力をしていただくのも含めまして、昨年度と同等の除雪延長距離ということで見込んでおります。よろしくお願いたします。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でもできるだけ区の要望なり、またお願いもあると思うので、支障は起こさないように検討をお願いしたいと思っております。

今年の3月議会で、私の一般質問より、2の方を質問させていただきました。町長の方から、今後、集落の願いがあると、また、集落からの要望も聞いていきたいというところで、建設水道課の方に自治会との協議をしていく場を設けるという回答がありました。そういった中で、除雪の体制を確立するというふうな会合であります。今、私が聞いておりますところについては、余りプラス方向に進んでないのかなと、3月議会、この前、一応、区の方にちょっと行きまして、先月の29日に一応、路線のところとかを、機械も含めて調査を依頼されとるみたいなんですけれども、あまりにもちょっと遅いなと思っております。もっと早くして進めて、できるだけ区の皆さんやら、協力いただく道はここやでという形のものやっぱり先に出しとかんとあかん。そんな形で調査をしとかんとあかんと思うんですけど、そういうような形がなぜ、ここに来てそんな形になってきているんかということについては、どのように考えられておるかと思います。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 すいません。まず、今年に入りまして、5月のまちづくり協議会と、あと8月に区長会を開催させていただきました。その中で路線の見直しや集落への願いをいたしました。その中で、10月に入ってからになりますけれども、各集落への戸別訪問ということで始めさせていただいたところがございます。そういった中で、町が実施する路線と集落要望、あと除雪の作業の実施に向けた内容の確認を行いました。生活道路、通学路を含めまして、通行を確保することで命や暮らしを守る体制ということで、町が実施する路線、集落が協力していただける路線、そういった意見交換ができたということについては、よかったと感じております。

また、今年度は除雪作業の費用、人件費の部分になってはまいります。除雪機械の規格に応じて、町が支払いをさせていただくということで、集落の中で一定の理解をさせていただけたと思っております。また、準備金ということで、この冬場に向けての準備ということで、1集落当たり10万円とあと世帯数に応じた金額の方を契約なりさせていただきながら支払いをと思っております。

今ほど、議員がおっしゃった対応が遅いということにつきましては、始まりが10月になったことも含めまして、遅くなったことに対しては、申し訳ございません。ただ、これから冬場、本番を迎えますので、これに向けて全力で対応していきたいと思っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしく申し上げます。先日、集落の動向という、こういうチラシをもらいました。やはり、人件費の問題や機械をどないするんかという問題、

各集落で問題が沢山あります。除雪の路線ができる範疇、業者でできる範疇と、業者の中へ入ってきてもらって危ない部分もあろうかと思うので、そこら辺については、要はもう少し早くやって、業者との整合も必要やったん違うかなと思います。

もう1つ、やっぱり重要なのは、自治会でやっていくというところで、やっぱり保険の関係もやっぱり重要だと思います。事故が起こってはならないんですけども、そういう対応も、逆にアドバイスというか、こういう保険も入ってくださいねというところに対して、アドバイスをしなないと、不安なところが沢山あろうかと思いますので、その点についても、今後、決めていただきたいなと思います。

うちの区長も言うとしたんですけれども、やっぱり13集落あるので、やっぱり公平に見方をしてほしいということを書いていましたので、字でできることについては、できるだけ頑張りたいと。そういうような形についても公平に見てくださいねというところで、この場で言うておいてくださいという形がありましたので、伝えておきます。

同じく、3月議会で③の方に、野瀬議員の方から農業機械のアタッチメントを使って除雪も集落で対応して、その対応の中のアタッチメントも、やっぱりそういうような形で、全額じゃなくて一定の助成もやっぱり考えてほしいという形を言われていましたんですけど、その辺については、今後考えていくんか、もう考えているんか、ちょっとお願いします。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 各集落へのヒアリングを基に、今ほどおっしゃっていただきました農業用機械の附属品、アタッチメントなどにつきまして、また、小型除雪機械の購入などにつきましては、補助内容でありましたり、補助率の検討を行っておりまして、令和5年度に補助制度の活用ができるようにということで進めたいと思っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ④の方で、最近、異常気象ということで、今年度も昨年と同様の場合に、また、除雪の資金の手当てというものが不安な状況になってくるんですけど、県や国の対応はどうかというところをお聞きしたいんですけれども、これについては、やってみんと分からんというところになるんでしょうかね。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 建設水道課といたしましては、現時点では県や国からの支援等について通知はございませんが、昨年を引き続きまして、甲良町としては除雪の補助といったところで、財政支援の要請は行ってきたいなと思っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 昨年というか、今年は除雪が約1億円ほど、甲良町はかかっているということで、そういった意味で、正月の三が日、年末というところに対して、やっぱりそういうコストが上がっているという形は分かるんですけども、ある反面、豊郷の職員さんに聞くと、3,500万円ぐらいで済んだるところを言われています。ただ、路線の長さとか、そういうのが違うので、一概に比較はできんのですけれども、大体そういう業者選定というか、そういう中でしっかりやってくれはった業者とか、やっぱりそういうような形のものを今後はやっぱりよく見て、あまりにもコストがかかり過ぎているとか、そういうところがあったのか、なかったのか、僕は分かりませんが、そういう面についても、やっぱりどさくさに紛れてコストが上がらないように気をつけていただきたいなと思っております。その点については、いかがですか。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 例年ですけれども、除雪作業をしていただく際には、日報も出していただいておりますし、あと作業日誌、あと写真等で確認をさせていただいておりますが、そういった面も含めて、チェック体制は整えていきたいと思っております。現地についても、実際、降りましたら、パトロールを含めてはやっておりますので、その点、例年、変わらず進めていきたいと思っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。続いて2番の、町道農免道路の除草について伺ってきたいと思います。昨年の中半まで、下之郷区民全員によりまして、豊郷の境界まで草刈りというか、除草を行ってきました。基本的には、年3回から4回という頻度で行ってきたわけなんですけれども、その除草機械による飛び石で度々、事故で区長さんが苦勞されてきました。本当に除草をやるということについては、早朝より、除草の予告を示す三角コーンとか、そういうような設置で準備をされて、これも毎回やってこられたということで。過去、私の一般質問で、要は日曜日はあまり交通量が少ないんですけど、1時間だけでも警察と協力して、そういう要望ができませんかという形をこの場で言ったことがあります。回答としてもできませんという、あっけなくこう断られたんですけども、今後、やっぱりそれは、私が言うてるのは、区長さんの意見も聞いていますし、今後そういうところを否定されていくのが続いていくと、私ももう毎回、自治会の会合に毎月出ているんですけども、こういう意見でしたわということで、だんだんもうやっても嫌気になってくるというところになるので、基本的にはやっぱりある程度は、少なくとも導きをやっぱりこの役場の方についてはしていただきたいと思っております。

集落の善意という形のもので、何かもうその一言で無意味にされているというところですね。過去は活動の中でとは言っても、もう対価というか、お金をもらっていたという、美化運動という形のもので助成金をもらっていました。ほんで近年までは、今のいう農免道路のところについても「まるごと」で、若干認められていたというところで、法面やから、それはやっぱりそういう田んぼに入るといいうところも、要はもう認識したらいいんやけども、かんかちこんで水路しかあかんという形のもので、それも何か却下されたみたいなんです。だから、いろんな当時の区長さんは、皆に説明せんとあかんわけでしょ、区民の皆さんに。こういう金については、こういうおかげでもらっているんですよという説明があつてしかり。そういう形も同じことを言うてはります。だから、もうやっぱりそういう形で飽きが来たというところが、現実やと思います。

通告書に戻りますけど、J Aのカントリーの上の町道の法面の草丈が、本当に今、交差点の見通しがきかないほど長く伸びております。この間も私が見ていました事故寸前、昨日もちょっと見ていたら、事故寸前なところがありました。特に今、車はやっぱり草丈があると止まるんですけど、自転車とか人とかは分かりにくいんです、草丈があると。そういうところについては、やっぱりしっかり刈ってあげることが重要やと思います。やっぱり車の農免道路の方はかなり車のスピードも出ていますし、草丈が高いと事故の原因になると思います。そういったところで、やっぱり道路管理者としては、戻されたといいうところもあるんやけれども、やっぱり発生死亡事故が発生しないように解決してほしいと思うんですけど、その点については。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 今ほどの町道池寺下之郷線になりますけれども、これについては、農業作業期間も含めて周辺農地、集落も含めて、所有者の方々には除草をいただいているところ、先ほどおっしゃっていただいた、協力していただいております。町の方としましても、交差点付近を含めまして、町道の除草作業ということで、集落が実施していただいているのとは別に、年1回の実施を行いながら、そういった交差点の見通しが悪いところも含めての事故対応ということでやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 我々の次の次の世代で、今の言う25歳から40歳までの人、仕事に出てはる人ね。これ、ミレニウム世代という形になってきているんですけど、その人らはもうできるだけしたくない世代がもう多くなって、25歳までのZ世代にいったら、なおさらもうやりたくないというところが続いてくると思います。今まで築いた村づくりという形については、本来であればそういうよう

な形のやっぱり助成をしながら、今も助成の金額のベースが違うんですが、そういう助成をしながらそんなところを守っていくというところがあればよかったんやけれども、もう何か全部切り捨てていってしまっていると。逆に言うたら、金の切れ目は縁の切れ目というか、そういうような形につながっていると違うのかなと思っています。

そういう意味で、今後やっぱりそんなできるだけ危ないところについては、改善していくというのが本来の姿であろうかと思うので、やっぱり除草対策にしても、次のところに移りますけれども、やっぱり拡張対策もやっぱり必要じゃないかなと思っています。アクションプログラムという形についても、野瀬町長の方から以前、聞かせていただいて、あそこの道路については、もう少し改良が、幅員も含めてしますよというところもお伺いしているんですけども、頓挫しておるといふ、計画すらどうなっているかという形については分からないんですけども、今後の見通しは、これが済めば草刈りはせんでもいいので、そういう見通しはいかがかなとお聞きします。

○宮崎議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 現在、滋賀県の道路整備アクションプログラム2023年版というのを今、見直しをしていただいております。その中で、甲良町の単独事業の中で、今ちょうど池寺下之郷線の道路改良を事業継続という形で乗せていただくようお願いしております。また、その中で道路整備の内容を含めてですけれども、国道8号バイパスの整備計画によりまして、町道の整備内容にも大きく影響を受けることから、現在は概略設計を行っておりますが、8号バイパスの事業の進捗に合わせまして、詳細設計など事業を進めていきたいと考えております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 県も助成してくれる部分なので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それと続いて、3番目にいきたいと思っています。農業支援施策について伺っていきます。前回、議会において、22歳、大学生代までの家庭に米を支援するというので施策を発表されました。それらの支援の中には、米あまりの時代の価格低迷において、少しでも農家の皆さんの力になりたいということでしたけれども、内容としては、大変、農家にとっては賛成していただけないと思います。そういう中で、今年の場合は何分にも企画されましたことが急で、全ての甲良の認定農家が参加できていないという形で聞いております。今後はやっぱり、常に公平さを重んじ、土壇場企画というのはあんまり好ましくないん違うかなという形のもので、前もってやっぱり企画して、お願ひやらしていくとまた思います。ほかの町では、その人数に応じて1つとかという、世帯に

1つなんだけど、そういうふうな形も考えられておりますので、そういうようなところについてもやっぱり今後は考えていってほしいなと思います。

①の、先日、米あまりで大学生まで家庭に支給をされましたが、その反応と、特にそのときに言われた、拒否された家庭はどうするのということと言われていましたけれども、そういうようなところがあったのか、なかったのか。また、そういうふうな、今の期をきっかけにして、年間計画として今後可能なのか、一応、お聞かせ願いたいと思います。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、反応でございますけれども、対象世帯644世帯に対して、11月末現在で637世帯に支給を行っております。この個別の配送をお願いしました甲良町シルバー人材センターからは、配送先の多くのお宅で、ありがとうございますの言葉をいただきましたよというお声を聞いておるところでございます。また、辞退につきましては、11月末現在で5世帯から辞退の申出をいただいたところです。

また、年次計画につきましては、今回はコロナ禍の影響を受けた甲良米の販売不振に悩む町内農家と、それから電力、ガス、食料品などの価格高騰によって生活が困窮する町内の子育て世帯の支援と、この双方を支援することを目的として、国の臨時的な交付金を受けて町としても緊急かつ時限的に実施させていただいたものでございますので、現時点では、来年度、継続的な実施といったところまでは想定はしておらないところです。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 なかなか米も値上がりがないというところで、やっぱりそういうようなところについては、農家もありがたいなと思ってはると思います。そういう中で、国の方の基金から拠出でやってもらえば一番いいんですけども、そういうような形については、そちらの方に矛先を向けるような手段というのも、やっぱり考えていただきたいなと思います。

次の質問に移らせてもらいます。②で、他の町では、米価下落によって、議会の動議によって、町が1袋について500円の補填をしてはります。これは、動議のやつについては愛荘町がやっていますし、多賀の方も500円を今年、補填しています。また、多賀の方は大型特殊免許支援を積極的に実施され、担い手が絶えないようにしておると思います。本町は、基幹産業が農業と土木と言いながら、何の支援もないのがどうなのかと思っております。また、このような積極的な心配りこそ、やっぱりいろんな意味で糸口がほぐれるのではないかなと思います。多賀ではやっぱり500円、一般の農家も供出農家も、証明ができれば500円をということで、非常に町長に感謝をされた。やっぱり、甲良町長もやはり感謝をされるように努力をお願いしたいと思っております。

町長、いかがでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 現状、産業課長が調査をしておりますので、それを踏まえて答弁させていただきますが、今現在は、緊急的に企画課長が答弁した内容でございます。そして、継続的にというのは、私は米価がどういう推移をしているかという、農協の買取価格は買取価格であるんですが、農協が全農へ納める相対取引価格という、その推移が3年から4年度の米価については、コシヒカリ、滋賀県では500円程度、上がっているということではありますが、水準がいったん落ち込みが大きいので、その水準で比較というわけにはいきませんが、大幅な下落というところまでいったときには、何らかの対策が要ると思うんですが、3年度と4年産米が少し上がったという点については、今現在、補填というのは、ちょっと甲良町としては考えておりません。具体は、産業課長が調べておりますので、答弁をさせます。

○宮崎議長 産業課長。

○西村産業課長 一応、産業課長答弁なっておりますので。議員おっしゃるとおり、特に多賀町では一俵1,000円上乗せということで、特に多賀町なんかはなかなか農業の経営継続には難しいということで、町の方針として何とか継続してほしいという思いを持って、令和3年度も実施されたということを知っております。甲良町におきましては、既に予算化されているのが、新型コロナの地方創生臨時交付金の範囲内ではございますが、燃油高騰対策と肥料高騰対策、これの取組のみとなっております。なかなか限られた予算の配分の中での取組ですので、米価下落という部分については、現在のところ予算措置はしておりません。

先ほど、企画の課長の方から答弁がございました、子育て世代へのお米の配布という部分で、特に今回は時期的に、おっしゃるとおり、突然急な施策ということではございましたが、いろんなところにちょっと声をかけさせていただいたんですが、一応、甲良集落営農組合の甲良連合、それから、株式会社澤農園さんのご協力をいただいて実施させていただいたというところでございます。

以上です。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 そういような事業については、やっぱり先ほども言いましたように、公平さも含めて考えていただきたいと思います。

それと、4番目の方に移らせていただきます。農地・環境と農業を問うというところで、ちょっと中身が分かりにくいかなと思っております。農業というのは、3つの課題があると言われております。

1つ目は、農業人口の減少と高齢化にあるというのが現実。2つ目は、若者、

それがもう流出して、担い手不足になっているというところでは、3つ目は、TPP、またはFTAの国際競争力にさらされているということで、価格低迷が続いて維持できないというところですね。農産物の関税撤廃というのが農産物であるんですが、その80%ぐらい現在進んでいるらしいです。若者でテレビとかで言われているのは起業すると、若い子が起業するという形のもので、毎年、その起業者は増えているんやけれども、それと引き続いてやめている人が沢山いるということで、起業する人がいる割には、思ったように農家人口が増えていないというのが現実です。

そのような中で、農地の荒廃が、今後この甲良にも懸念されるように思います。農地が荒廃するということについては、多様な生物生息にいろんな環境が侵されていって、ひいては、人間の生活環境にも悪影響を及ぼすと思っております。そういうことがまた推測できるということです。これらをやっぱり措置していくという形について、維持していくためには、農業は単なる生産活動で終わらせてはいけないと思います。重要な環境等との役目を果たしていると思います。

そこで、町長の方に質問をさせていただきます。全国で高齢化や米価の下落を背景に、水田や里山が多く荒廃、荒れ地に変わっております。甲良についても他人事ではないと思いますので、その考え方、甲良町は中山間地で、ひっくり返って呼ばれていると思うんですけども、言わば中間地ではありますが、農業人口についてもかなり減少して、これから荒れ地も続出するのではないかなと思っています。特に、もう白地の辺りは、面積が小さい、大型機械が入れないというところについて、水の水利も利便性が悪いということで、ますますもう、身近な集落の近くからもう荒れ地になっていくという形が懸念されます。そういったところについては、町長、どういうふうにご考えられて、思っておられるか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 3つの原因を述べていただきました。まさしく、そのとおりだと思います。3つ目の価格の国際競争、これは輸入であったりTPPであったり、国際連携というところで、政府が日本の農業、あるいは今でこそ担い手農業、集落営農の2本柱みたいな担い手という大くくりでやられておりますが、価格面でいくと、それは大規模な外国の生産地からすると、それはやむを得ないということですが、それを日本流にどうこなしていくかというふうになっていくと思います。

ただ、甲良町、中山間地域には指定されていない地域でありますので、人口減少、高齢化、それから、若者の後継者が育っていかないという課題があります。それから、甲良は耕作がない地域やということで、長年きましたが、一部、

条件が悪い農地、あるいはおっしゃいました圃場整備がやられていない水利不便地等々について、やっぱり耕作地が雑木化している現象が、農業委員会の調査でもデータが出ておりますので、今後どうするか、今までは食糧増産で、農地をどんどん開いて、優良農地を守っていくんだということで、懸命に農業者が生産地拡大をされてきたんですが、そういうことでない現状をつぶさに見ても、甲良町の農政だけではなくて、JAであったり、県であったり、それから、実際困っておられる集落営農法人と課題をつぶせるような課題解決の議論と方向を出していかなければならない。関係機関とも知恵を絞っていきたいと思っています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。続いて、産業課長に伺います。国は、平成15年、特定農業団体から甲良は出発しまして、今は農業法人という形になって、また、株式会社というところで担い手集約というところに、一気にかじを取ってしまったというところにあります。最近では、新聞では半農半Xというところまで、あらゆる担い手を認めるという形が出てきました。その背景は、やっぱりどうやったんかという形を伺いたいんですけれども、今後、やっぱり甲良町も担い手だけでは環境は守れませんよと私は言いたい。やっぱり、父ちゃん母ちゃん農業、いろんな息子に田畑を渡して、それを継承している農業についても、やっぱり重要ではないかと。要は半農半Xで半分農業で半分何か、要は食いつばぐれの仕事をしなさいという意味なんですね。そういうところに対しては、やっぱりちょっと形を変えていかんとあかんかと私は思うんですけれども、担い手集約ばかりやっていたら、担い手が、人が足らんようになってくる形になるので、やっぱり即戦力のある、父ちゃん母ちゃんの次期世代の担い手はかなんと言うとるけれども、取りあえずやれやというところがないと、やっぱりうまくいかんと思うので、そういうところも甲良としては面倒を見ていかんとあかんのと違うかなと思うんやけれども、その点については、どうでしょうかね。

○宮崎議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、担い手集約の、そういった背景からでございますが、高齢化、人口減少が進展する中で、農地を持続性を持って最大限利用していくためには、農地利用を担う人の確保と育成を図ることが重要だと考えられております。このため、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人として、多様な経営体と継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業機械を共同で行う等しつつ、農業を副業的に営む半農半Xの形態など、認定農業者等とともに積極的に位置づけ、農地その利用を後押しすることとされてきております。県としましても、中山間地域等において担い手が不足する地域においては、

農業農村を支える多様な人材が必要と考え、地域内の農業を担うものとして、半農半Xも位置づけられているところでございます。また、人口減少問題、農業者後継者問題を抱える甲良町としましても、有効な施策の1つであると考えておりますが、実際に検討していくためには、町と農業者等で、例えば受入体制を整備する等、そういった整備が必要となってこようかと思っております。いきなり半農半Xとなりますと、甲良に住んで、そういう取組を行うということですが、移住とセットになった考え方もございますが、まずは、農業を通して甲良町に関わっていただき、将来は甲良町に住んで農業等を行っていただけるような体制が必要かなと思っております。現状は、まだそれについての協議等は行っておりませんが、新規就農者支援の担当課としましては、まず、情報収集に努めたいと考えております。

以上です。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 今のおっしゃったところが、3の方になります。農業と、やっぱり環境と河川と3つの分野の維持管理は、生物多様性に大きく関わってきております。生物が生息する環境づくりに、農家がやっぱり大きな役割を関わっております。今後、甲良の農業が直面する課題に、今から県や国と協議し、本来の農村が必要とする計画づくりをすべきと考えております。持続可能な発展計画の中には、そういうような細かなところが書かれていません。それを先ほどの言われた、大ざっぱに書かれているんですけども、そういうようなところについても、やはり今後はしっかりと我々甲良の状況を説明できる、国や県とのパイプをつないでほしいと思っておりますが、いかがですか。

○宮崎議長 産業課長。

○西村産業課長 みどりの食料システム法に基づき、現在、滋賀県みどりの食料システム基本計画が全国で初めて国に同意され、運用開始されているところであります。この基本計画は、滋賀県及び県内19市町が合同で作成したところで、法に基づく国の同意を得ており、本町も作成に関わったところでございます。本町独自ということではありませんが、全国に先駆け、県域での取組が今後、展開されようとしております。また、基本計画の内容としましては、滋賀県環境こだわり農業推進基本計画をベースに作成されておりまして、農業環境面に配慮した環境こだわり農業の生産、また、化学肥料の低減等、生物多様性にも配慮した農産物の生産方法となっております。こういった地道な取組があり、日本農業遺産、世界農業遺産にも認定されたものと考えております。

以上です。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 取りあえず国や県と連携しながら、今の基礎のところをやっぱりし

っかり守って、次の世代に向けた計画づくりというのをお願いします。

次に、5番目に図書の発注について問います。町の図書館は、出版物を収集、保存し、様々なサービスを通じて、町民の人々に提供する基本的な役割は今も変わらないと思っております。これに加えて、最近ではインターネットや電子情報へのアクセスを提供していかんとあかんと考えております。電子情報を発信する、あるいは保存するとともに、これからの町の図書館ということも大きな重要な役目であるかなと思っております。図書館は、本屋さんとか、そういう他のメディアの提供手段と比べて、出版物を発表されたものを正確で体系的な知識、情報を蓄積し、保存して提供するとともに、マスコミやインターネットが提供する情報、取りあえず新聞とかそういうようなものについて、またいつでも提供できるようにするという重要な役目を持つておると思います。そういったところで、毎年、多くのこの甲良も多くの本を購入されています。ちょっとまだ私も監査に出させてもらっているんですけども、1回ちょっと確認させてもらったという時点ですか、その時期と、時期がどういうふうにまたがっているのか。また、購入に当たっての図書の選定、当然、図書を買うに当たっては、町民のニーズとか、また先生方のニーズとかいろいろあると思うんですけども、そういう起案をどのようにされて、契約とか注文書を出されて購入されますと。購入されたら、町民へ、こういう新刊が入ってきまして、こういう内容でしたよという形についての周知をどのような方法でされているかという形を伺いたいということなんです。

○宮崎議長 社会教育課長。

○望月社会教育課長 まず、購入時期につきましては、ほぼ毎週金曜日に発注し、年間50回程度です。購入までのプロセスにつきましては、図書館利用者のニーズに応えながら、図書館司書5人が1週間ずつ、発行書籍のリストを基に図書の選定の方を行っております。あと、町民さんへの周知につきましては、毎月発行する図書館だよりに新刊図書の紹介と、あと図書館ホームページに掲載しております。また、図書館に入った入り口に、新刊図書のコーナーを設置しております。

以上です。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ということは、これが欲しいというインプットの情報というのは、要は町民の皆さんとかがしているということになるんですかね。

○宮崎議長 社会教育課長。

○望月社会教育課長 図書館の利用者につきましては、よく新聞に本の紹介が載っているかと思うんですけども、そこを見たり、ホームページ、ネット情報ですので、そちらを見て図書館の方に来られる方が多いですので、その方々の

利用の興味、関心にスピーディーに対応するために、毎週発注させていただいております。

以上です。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 そういうふうに、いろんなニーズに従ってできておればいいんですけども、全然一度も開かない本があるのか、ないのか、それは何かで見たら分かると思うんやけれども、そういう形が起こってないんかなというの、そういうような懸念の材料が1件と、もう1つはやっぱりその50回ぐらいの回数があるので、業者の言いなりになっていないんかなと。言うたら、こういうものが欲しいというのと、向こうからこういうものが提供できますよというものと2つあると思うんですよ。要は、向こうから提供するという形にはなっていないですよ。

○宮崎議長 社会教育課長。

○望月社会教育課長 そのようになっておりません。図書館司書が相談しながら、本の選定をさせてもらっています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 いや、また、そういうふうなところを現場で、監査といいながら、やっぱり現場に見に行かないと本来の姿は分からないので、一応確認もさせてもらいたいと思います。そういうところが極めて心配りされているんかなという形のもので伺いました。

1点、やっぱり発注しますやろ、こういう見積りが来ますやろ。発注をしますやろ。そういう感覚が教育長まで印鑑が要ります、当然。これは教育長まで印鑑が行くプロセス、やっぱり教育長も何かこんなん要らんと違うんかとか言わはると思うんやけれども、そういうプロセスの日にちというか、注文書を出す前にそういう協議をして、その間というのはどれぐらいあるんですかね。教育長が印鑑を押されるまで。

○宮崎議長 社会教育課長。

○望月社会教育課長 期間はまでは、ちょっと把握はできていないんですけども、一応、図書館長の専決事項で、資料の選択及び収集に関することとうたわれていますので、それで選定させてもらって、ちょっとまとめて後でちょっと起案という形を取らせてもらっております。

以上です。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけ、教育長の方にも指導をもらって、発注してください。印鑑を見ていると、すすっと、こんなん普通、我々から考えられないほどのスピードで承認をされたので、そういうような形がないように。これは、向こう

の締切りもあるさかいに、こうなっているのか分からんけれども、そうやけど、見積りが出てから購入までのスピードというのが早過ぎる。そういうところについても、十分に協議で注意しながら、本と言いながら物すごい価格で、年間買うてますので、十分に注意されたいと思います。

次に、6番の知事裁定は建部議員から詳しくご説明がありましたので、1つは、付言という言葉はあまり、僕は今までこういう言葉を聞かされていないんですけども、こういうふうなところで悪影響を及ぼすことについては、やっぱり両者、協議しながら建設的な意見を望まれると。これは、基本的にはこんないつまでもやっている、もう町民が非常に迷惑しますよという形を付言で呈しているというところなので、そういうようなところで、先ほど町長もおっしゃいましたけど、そういう中で、ひいては町民の皆さんに心配をかけないように、町長としては、どういうふうなところで受け止めをされているか、これ1点だけお聞きしたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 私の給与条例改正に係る件でございますので、この件については、阪東議員が議長のおきにお骨折りいただいたことで、それ以降、続いているということでございまして、客観的に県が見ての付言だと思っております。私としては、給与条例改正であるだけに、ここに書いている真摯に協議し、建設的な議論が望まれるという、この一文は客観的な見方ではありますが、私としては、今後、容易ではないなと思っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。取りあえず、一応、そのように受け止めておきます。本日は、この職員の皆さんには質問の方、ご回答いただきまして、ありがとうございます。これで私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時57分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 建 部 孝 夫